

関西広域連合（仮称）規約案等

ページ

1 規約案	1
2 規約に盛り込むべき事項	8
3 分賦金の試算	15
4 関西広域連合（仮称）設立案	16
5 関西広域連合（仮称）の事務概要（案）	38

関西広域連合（仮称）規約案

（広域連合の名称）

第1条 この広域連合は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第3条 広域連合の区域は、構成団体の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域（構成団体である2以上の府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の連携、環境の保全その他広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の作成及び実施に関する事務
- (2) 広域にわたる防災に関する事務（感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。）のうち、次に掲げるもの
 - ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下本号において「法」という。）第48条第1項に規定する防災訓練に関する事務
 - イ 法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄及び配送に関する事務
 - ウ 災害が発生した場合における構成団体相互の応援の調整に関する事務
 - エ 防災に資するための人材の育成に関する事務
 - オ 感染症のまん延を防止するための連携に係る事務
 - カ 防災に係る調査及び研究に関する事務
- (3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する通訳案内士に係る登録に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務
 - イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 法第4条第1項に規定する外客来訪促進計画の作成及び実施に関する事務
 - (イ) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路に関する事務
 - ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条から第24条までに規定する事務
 - エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの
 - オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの
 - カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの
 - (4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における連携に関する事務
 - イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務

ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務

エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務

(5) 医療に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号。以下本号において「法」という。）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下本号において同じ。）の配置に関する事務で広域にわたるもの

イ 京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航する救急医療用ヘリコプターに関する事務のうち、次に掲げるもの

(ア) 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務

(イ) 法第8条に規定する補助に関する事務

(ウ) 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務 ((ア)及び(イ)に掲げる事務を除く。)

(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスの総量の削減に関する事務

イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務

(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条第2項及び第3項、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務

イ 調理師法第3条第1項、第3条の2第1項、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務

ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第6条から第8条までに規定する事務

(8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務

(9) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に限る。）、第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係る事務を、同項第1号（同項第7号に掲げる事務に関する計画に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては徳島県に係る事務を除くものとする。

3 第1項各号に掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務を処理する。

（事務の追加）

第5条 広域連合は、前条第1項各号に掲げる事務のほか、構成団体の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認めるものについて、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行い、追加して処理するものとする。

- 2 広域連合は、前条第3項に基づき広域連合が処理することとされる事務（広域連合の区域外の事務であって、法定受託事務等として広域連合が処理することとされるものを含む。次項において同じ。）を追加して処理しようとする場合にあっては、構成団体と協議を行うものとする。同項に基づき当該事務を追加して処理する場合にあっては、必要な規約の変更を行うものとする。
- 3 広域連合は、地方自治法第291条の2第4項の規定に基づき国の行政機関の長に対し当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要請する場合にあっては、あらかじめ構成団体と協議を行うものとする。

（広域連合が作成する広域計画の項目）

第6条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 第4条第1項各号及び第3項並びに前条第1項に規定する事務の処理に関する広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所）

第7条 広域連合の主たる事務所は、大阪市内に置く。

（広域連合の議会の定数）

第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

（広域連合議員の選挙の方法）

第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体について1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数とする。

- (1) 人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本項において同じ。）250万未満の構成団体 1人
- (2) 人口250万以上500万未満の構成団体 2人
- (3) 人口500万以上750万未満の構成団体 3人
- (4) 人口750万以上の構成団体 4人

3 前2項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

（広域連合議員の任期）

第10条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかに選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第11条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。

3 広域連合に、会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第13条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する。

2 前項の選挙は、第17条の選挙管理委員会が定める場所において執行するものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、前2項の規定により、速やかに選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第14条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(広域連合委員会の設置等)

第15条 広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について合議する機関として、広域連合に関西広域連合委員会（以下「広域連合委員会」という。）を置く。

2 広域連合委員会の委員は、構成団体の長をもって充てる。

3 広域連合委員会の委員の任期は、当該構成団体の長としての任期による。

4 広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てる。

5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。

6 委員長は、広域連合委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 広域連合長は、広域連合に関する事務を効果的に推進するため、広域連合と密接な連携を図ることが必要と認める地方公共団体（以下「連携団体」という。）を、当該地方公共団体と協議した上で、指定することができる。

9 連携団体の長は、広域連合委員会に出席し、意見を述べることができる。

10 広域連合長は、第1項の規定による広域連合委員会の合議による意見に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(広域連合協議会の設置)

第16条 広域連合に、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、広域にわたる行政上の課題、広域連合のあり方その他必要な事項について幅広く意見を聴取す

るため、関西広域連合協議会を置く。

(選挙管理委員会)

第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。
- 3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会において選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(補助職員)

第19条 第12条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成団体の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 前2号に掲げる収入以外の収入
- 2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。
- 3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。
- 4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。

(規則への委任)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。
(検討)
- 2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められる場合においては、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(広域連合の処理する事務に係る経過措置)
- 3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号イ及び第7号に規定する広域連合の処理する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。
(広域連合の執行機関の選任の方法の特例)
- 4 広域連合の設立後において最初に執行する広域連合長の選挙は、第13条第2項の規定にかかわらず、大阪市内において執行するものとする。
(負担金の徴収に係る経過措置)
- 5 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。
- 6 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表の備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難い場合は、別に広域連合長の定めるところによる。

別表(第20条関係)

区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県	受験者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5

第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	(調整中)
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受講者数割 10分の10

備考

- 1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。
- 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。
- 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口の割合をいう。
- 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。
- 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。
- 6 この表において「受講者数割」とは、当該年度の前年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。

関西広域連合（仮称）規約に盛り込む事項

1 名称

この広域連合は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）というものとすること。

2 構成団体

広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成団体」という。）をもって組織するものとすること。

3 区域

広域連合の区域は、構成団体の区域とするものとすること。

4 処理する事務

(1) 広域連合は、次に掲げる事務を処理するものとすること。

ア 広域（構成団体である2以上の府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の連携、環境の保全その他広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（6に掲げる広域計画を除く。）の作成及び実施に関する事務

イ 広域にわたる防災に関する事務（感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。）のうち、次に掲げるもの

（ア）災害対策基本法（以下イにおいて「法」という。）第48条第1項に規定する防災訓練に関する事務

（イ）法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄及び配送に関する事務

（ウ）災害が発生した場合における構成団体相互の応援の調整に関する事務

（エ）防災に資するための人材の育成に関する事務

（オ）感染症のまん延を防止するための連携に係る事務

（カ）防災に係る調査及び研究に関する事務

ウ 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

（ア）通訳案内士法に規定する通訳案内士に係る登録に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務

（イ）外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下ウにおいて「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの

① 法第4条第1項に規定する外客来訪促進計画の作成及び実施に関する事務

② 法第4条第1項第3号に規定する観光経路に関する事務

（ウ）法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条から第24条までに規定する事務

（エ）観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの

（オ）観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの

- (カ) 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの
- エ 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
- (ア) 産業に係る情報の共有、研究開発等における連携に関する事務
 - (イ) 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務
 - (ウ) 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務
 - (エ) 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務
- オ 医療に関する事務のうち、次に掲げるもの
- (ア) 救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（以下オにおいて「法」という。）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下オにおいて同じ。）の配置に関する事務で広域にわたるもの
 - (イ) 京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航する救急医療用ヘリコプターに関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ① 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務
 - ② 法第8条に規定する補助に関する事務
 - ③ 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務（①及び②に掲げる事務を除く）。
- カ 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの
- (ア) 地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する温室効果ガスの総量の削減に関する事務
 - (イ) 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務
- キ 保健師助産師看護師法に規定する准看護師、調理師法に規定する調理師及び製菓衛生師法に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの
- (ア) 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条第2項及び第3項、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務
 - (イ) 調理師法第3条第1項、第3条の2第1項、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務
 - (ウ) 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第6条から第8条までに規定する事務
- ク 地方公務員法第39条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務
- ケ アからクまでに掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務
- (2) アからケまでに掲げる事務のうち、ア（イ、エ及びカからクまでに掲げる事務に関する計画に限る。）、イ、エ及びカからクまでに掲げる事務にあっては鳥取県に係る事務を、ア（キに掲げる事務に関する計画に限る。）及びキに掲げる事務にあっては徳島県に係る事務を除くものとする。
- (3) アからケまでに掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地方自治法第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務

を処理するものとすること。

5 事務の追加

- (1) 広域連合は、4(1)アからケまでに掲げる事務のほか、構成団体の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認めるものについて、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行い、追加して処理するものとすること。
- (2) 広域連合は、4(3)に基づき広域連合が処理することとされる事務（広域連合の区域外の事務であって、法定受託事務等として広域連合が処理することとされるものを含む。（3）において同じ。）を追加して処理しようとする場合にあっては、構成団体と協議を行うものとする。4(3)に基づき当該事務を追加して処理する場合にあっては、必要な規約の変更を行うものとすること。
- (3) 広域連合は、地方自治法第291条の2第4項の規定に基づき国の行政機関の長に対し当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要請する場合にあっては、あらかじめ構成団体と協議を行うものとすること。

6 広域計画の項目

広域連合が作成する広域計画（地方自治法第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとすること。

- ア 4(1)及び(3)並びに5(1)に掲げる事務の処理に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
- イ 広域計画の期間及び改定に関すること。

7 事務所

広域連合の主たる事務所は、大阪市内に置くものとすること。

8 議会の組織

広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とするものとすること。

9 広域連合議員の選挙の方法

- (1) 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選舉するものとすること。
- (2) (1)により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体について1人に、次に掲げる構成団体の区分に応じ、それぞれ定める人数を加えた人数とするものとすること。
 - ア 人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下(2)において同じ。）250万未満の構成団体 1人
 - イ 人口250万以上500万未満の構成団体 2人
 - ウ 人口500万以上750万未満の構成団体 3人

- エ 人口750万以上の構成団体 4人
- (3) (1)及び(2)の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例によるものとすること。

10 広域連合議員の任期

- (1) 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期によるものとする。ただし、後任者が就任する時まで在任するものとすること。
- (2) (1)にかかわらず、広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失うものとすること。
- (3) 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、9により、速やかに選挙しなければならないものとすること。

11 議会の議長及び副議長

- (1) 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならないものとすること。
- (2) 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期によるものとすること。

12 執行機関の組織

- (1) 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置くものとすること。
- (2) 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理するものとすること。
- (3) 広域連合に、会計管理者1人を置くものとすること。

13 執行機関の選任の方法

- (1) 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙するものとすること。
- (2) (1)の選挙は、17の選挙管理委員会が定める場所において執行するものとすること。
- (3) 広域連合長が欠けたときは、(1)及び(2)の規定により、速やかに選挙しなければならないものとすること。
- (4) 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから選任するものとすること。

14 執行機関の任期

- (1) 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とするものとすること。
- (2) 広域連合長及び副広域連合長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失うものとすること。

15 広域連合委員会

- (1) 広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について合議する機関

として、広域連合に関西広域連合委員会（以下「広域連合委員会」という。）を置くものとすること。

- (2) 広域連合委員会の委員は、構成団体の長をもって充てるものとすること。
- (3) 広域連合委員会の委員の任期は、当該構成団体の長としての任期によるものとすること。
- (4) 広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てるものとすること。
- (5) 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てるものとすること。
- (6) 委員長は、広域連合委員会を代表し、議事その他の会務を総理するものとすること。
- (7) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理するものとすること。
- (8) 広域連合長は、広域連合に関する事務を効果的に推進するため、広域連合と密接な連携を図ることが必要と認める地方公共団体（以下「連携団体」という。）を、当該地方公共団体と協議した上で、指定することができるものとすること。
- (9) 連携団体の長は、広域連合委員会に出席し、意見を述べることができるものとすること。
- (10) 広域連合長は、(1)の広域連合委員会の合議による意見に基づき、必要な措置を講じなければならないものとすること。

16 広域連合協議会

広域連合に、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、広域にわたる行政上の課題、広域連合のあり方その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、関西広域連合協議会を置くものとすること。

17 選挙管理委員会

- (1) 広域連合に、選挙管理委員会を置くものとすること。
- (2) 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織するものとすること。
- (3) 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会において選挙するものとすること。
- (4) 選挙管理委員の任期は、4年とするものとすること。

18 監査委員

- (1) 広域連合に、監査委員2人を置くものとすること。
- (2) 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（(3)において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任するものとすること。
- (3) 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあっては広域連合議員の任期によるものとする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げないものとする。

とすること。

19 補助職員

12に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置くものとすること。

20 経費の支弁の方法

(1) 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てるものとすること。

ア 構成団体の負担金

イ 事業収入

ウ ア及びイに掲げる収入以外の収入

(2) (1)アに掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分するものとすること。

(3) 4(2)の適用を受ける構成団体については、(2)にかかわらず、その負担金の額を減額することができるものとする。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定めるものとすること。

(4) (1)イ及びウに掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、(2)又は(3)にかかわらず、当該収入を(1)アに掲げる負担金の一部とみなして、(2)、(3)又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とするものとすること。

21 規則への委任

この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定めるものとすること。

22 施行期日等

(1) この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行するものとすること。

(2) 4(3)又は5(1)により事務を処理しようとする場合であつて、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められる場合においては、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(3) 所要の経過措置等を設けること。

別表（20関係）

区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	4(1)キに規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10
	4(1)キに規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県	受験者数割 10分の10

事業費	4(1)アに規定する事務に係る経費	イからクまでの事務についてそれぞれ負担する構成団体	イからクまでの事務ごとの負担割合
	4(1)イ及びカに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10
	4(1)ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	4(1)エに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	4(1)オ(ア)に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	4(1)オ(イ)に規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	(調整中)
	4(1)キに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県	受験者数割 10分の10
	4(1)クに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受講者数割 10分の10

**関西広域連合(仮称)分賦金の試算(平成22年度予算)
(総務費を各府県均等割とした場合)**

試算条件(平成22年5月設立の場合)

- 総務費 ⇒ 管理費及び総務企画部門人件費は均等に負担
資格試験・免許等の人件費は事業費ルールにより負担
- 事業費 ⇒ 鳥取県は、2分野(観光、医療)に参加として試算
徳島県は、6分野(防災、観光、産業、医療、環境、研修)に参加として試算
その他の府県は、全事業分野に参加として試算
- 特定事業費⇒別途計上(調整中)

※なお、総務費の均等割部分については、部分参加団体から減額の取扱いの要請があり、
今後協議を行うこととする。

(予算額は平成21年12月22日現在)

分賦金

(単位:千円)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	鳥取県	計
総務費	23,983	27,847	35,736	29,760	24,473	22,360	22,360	186,517
事業費	4,229	9,305	23,682	15,325	3,981	2,086	709	59,317
計	28,212	37,152	59,418	45,085	28,454	24,445	23,069	245,834

総務費

(単位:千円)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	鳥取県	計
管理費	9,502	9,502	9,502	9,502	9,502	9,502	9,502	66,517
総務企画部門人件費	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	90,000
資格試験・免許等人件費	1,623	5,488	13,376	7,400	2,113	—	—	30,000
計	23,983	27,847	35,736	29,760	24,473	22,360	22,360	186,517

事業費(特定事業費を除く)

(単位:千円)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	鳥取県	計
広域防災 (人口)	278	533	1,775	1,125	209	163	—	4,082
広域観光・文化振興 (人口50・宿泊施設数50)	926	2,109	3,746	3,233	869	526	599	12,009
広域産業振興 (人口50・事業所数50)	281	457	1,661	962	175	141	—	3,678
広域医療連携 (人口)	250	479	1,596	1,012	188	147	110	3,781
広域環境保全 (人口)	993	1,905	6,345	4,023	745	583	—	14,594
資格試験・免許等 (受験者数)	975	3,296	8,034	4,445	1,269	—	—	18,018
広域職員研修 (初年度は、均等)	526	526	526	526	526	526	709	3,155
計	4,229	9,305	23,682	15,325	3,981	2,086	709	59,317

関西広域連合（仮称）設立案

2010年2月

関西広域機構 分権改革推進本部

目 次

I 設立の趣旨等	18
II 実施事務	21
III 組織	24
IV 財政	35
V 既存の広域連携組織との関係	37

I 設立の趣旨等

関西は、古くより日本の中心として、厚みのある歴史・文化遺産、豊かな自然、充実した産業基盤等に恵まれた地域であるが、東京を中心とした中央集権体制により、その強みや特徴が埋没し、首都圏に対する地位も低下し続けている。

こうした流れを断ち切るためには、制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を作り上げていくことが重要である。

以上のような観点から、自主・自立の関西を実現するための具体的な手段として、府県民、府県議会の議論を経て、ここに関西広域連合（仮称、以下同じ。）を設立する。

1 設立のねらい

(1) 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、一向に進まない国の地方分権改革をただ待つのではなく、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりに向け、関西が全国に先駆けて立ち上がり、地方分権改革の突破口を開く。

（効果）

- ・ 国の地方支分部局の廃止による権限移譲の受け皿を備えることにより、地方への権限移譲が推進される。
- ・ 地方公共団体である広域連合が国から移譲を受けて実施する事務を住民監視のもとで自己決定、自己責任により実施することができる。

(2) 関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）

関西全体の広域行政を担う責任主体を確立するため、既存の広域連携の取組とは異なる、執行機関と議会を有する新たな行政主体を設立し、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域的な救急医療連携、地球温暖化や自然保護等の環境対策、交通・物流基盤の一体的な運営管理等に取り組む。

（効果）

- ・ 東南海・南海地震発生に備えた広域防災体制の整備、広域的な救急医療連携の充実などを通じて住民の安全・安心が高まる。
- ・ 関西の観光資源の連携による観光客誘致、関西全体をにらんだ戦略的な産業振興施策の実施などを通じて地域が活性化する。
- ・ 交通・物流基盤の一体的な管理運営などにより、運営の効率化が図られ、国際競争力や利用者の利便性が向上する。

(3) 国と地方の二重行政を解消する（国の方支分部局の事務の受け皿づくり）

各自治体の財政状況がより一層厳しさを増すなか、各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、地方支分部局を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務について移譲を受けて、広域連合議会の監視のもとで関西広域連合が一元的に事務を担い、国と地方の二重行政の解消に取り組み、関西全体として、スリムで効率的な行政体制への転換を目指す。

（効果）

- ・ 国と地方それぞれが担ってきた道路・河川などの事務を地方において一元的に処理することにより、当該事務に関する権限と責任の所在が明確になる。
- ・ 一元的な事務処理を通じて効率的な執行が可能になる。

2 基本方針

(1) まず一步を踏み出す（早期に実施可能な事務から取り組む）

本格的な広域行政の実現に向けた第一歩として、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療連携、広域環境保全、資格試験・免許等、早期に実現可能な事務から順次取り組む。

(2) 生活者重視の運営を行う（住民生活に直結する事務から取り組む）

広域連合が住民生活の向上に寄与するものとなるよう、各団体に共通する行政課題のうち、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、ドクターへリを活用した広域的な救急医療連携の仕組みづくりなど、住民の生活に身近な事務に重点を置いて実施する。

(3) 柔軟な参加形態とする（早期設立と全団体参加への道筋）

各団体の地勢、財政の状況、各事業のこれまでの取組等の様々な事情を踏まえ、分野ごとの部分参加、参加事務の段階的拡充、広域連合設立後の新規参加を可能とするほか、設立当初からの参加が難しい府県や政令市との協議の仕組みを構築する。

(4) 簡素で効率的な執行体制とする（既存の組織を活用する）

各団体等の既存組織の活用やそれらとの連携を図ることにより、簡素で効率的な組織体制や事業執行体制の確立を目指す。

また、広域連合の設立によって、各府県・政令市を含む基礎自治体の事務が効率性・経済性を損なうことがないよう留意する。

(5) 成長する広域連合を目指す（実施する事務を順次拡大する）

広域連合設立当初の事務の蓄積を踏まえ、順次、事務の拡充や、新たな分野として

広域交通・物流基盤整備などを実施することを検討する。

また、国の地方支分部局の事務の移譲を受けて一元的に処理するとともに、成長する広域連合として実施する事務を順次拡大する。

(6) これまでの広域連携の取組を発展させる（官民連携の蓄積を生かす）

広域連合と関西広域機構が車の両輪となって相互連携を図り、官民連携事業の仕組みを再構築することにより、これまで関西の自治体・経済界により取り組まれてきた多彩な広域連携事業のさらなる発展を目指す。

③ 道州制との関係～待ったなしの分権改革～

現状の東京一極集中構造の危うさを早急に是正するためには、地方分権改革を直ちに進め、わが国を多極分散型の構造へと転換しなければならない。このためには、上からの改革である道州制をただ待つのではなく、地方からの改革を進める必要がある。

なお、道州制については、現在、政府、政党等において様々な議論がなされているが、関西広域連合の取組が将来の道州制導入のステップになるのか、あるいは道州制に代わる分権型広域行政システムとなるのか、今後、関西広域連合の活動実績を積み重ねたうえで関西自らが評価し、将来の関西のあり方を検討していくこととする。

II 実施事務

1 基本的考え方

広域連合では、広域的な行政課題に関する事務のうち、基礎自治体や府県よりも広域の行政体が担うべき事務を処理する。

(広域連合で処理する事務のメルクマール)

- ① 広域連合で処理することにより住民生活の向上が期待できる事務
- ② 広域連合で処理することにより行政効果の向上が期待できる事務
- ③ 広域連合で処理することにより効率的な執行が期待できる事務
- ④ 国が担っている事務のうち、権限移譲を受けて実施することで関西の広域課題の解決に資する事務

2 設立当初の事務

将来、国の地方支分部局から事務移譲を受けて実施することを念頭に置き、まず体制づくりを優先することとし、設立から概ね3年の間に実現可能な広域連携事業に取り組む。

分 野	事 务 の 内 容
広域防災	<ul style="list-style-type: none">○ 「関西広域防災計画」の策定○ 災害発生時の相互応援体制の強化（相互応援協定の実施要綱作成・運用）○ 近畿府県合同防災訓練の実施○ 防災分野の人材育成○ 救援物資の共同備蓄の検討・実施○ 広域的な新型インフルエンザ対策の検討・実施○ 広域防災に関する検討・実施
広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none">○ 「関西観光・文化振興計画」の策定○ 広域観光ルートの設定○ 海外観光プロモーションの実施○ 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設○ 「通訳案内士（全国）」の登録等○ 関西全域を対象とする観光統計調査○ 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一
広域産業振興	<ul style="list-style-type: none">○ 「関西産業ビジョン」の策定○ 産業クラスターの連携○ 公設試験研究機関の連携○ 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施○ 新商品調達認定制度によるベンチャー支援
広域医療連携	<ul style="list-style-type: none">○ 「関西広域救急医療連携計画」の策定○ 広域的なドクターヘリの配置・運航○ 広域救急医療体制充実の仕組みづくり
広域環境保全	<ul style="list-style-type: none">○ 「関西広域環境保全計画」の策定○ 温室効果ガス削減のための広域取組○ 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）

分野	事務の内容
資格試験・免許等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等 ○ 准看護師に係る試験実施・免許交付等
広域職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域職員研修の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関西における広域的計画の総合調整 ○ 交通物流基盤整備（関西広域交通・物流基盤整備計画の検討） ○ 行政委員会事務の共同化検討

3. 順次拡充する事務

設立当初から処理している事務を拡充するほか、新たに処理する本格的な事務や、国から権限移譲を受けることを想定している事務に関連する府県・政令市の事務を広域連合に移管して実施する。

新たに処理する事務については、設立当初においても、その基本方向や可能性の検討を行う。また、交通・物流基盤整備とも関連のある関西における広域的計画について、近畿圏広域地方計画、社会资本整備重点計画等のフォローアップ、国への意見提出などを取り組む。

	分野	事務の内容
設立当初で処理する事務の拡充 (例示)	広域防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害以外の緊急事態を含む大規模な総合防災訓練の実施 ○ 府県消防学校の一体的な運営
	広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の試験実施、登録等 ○ 「通訳案内士（全国）」の登録等
	広域産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関西における産業クラスターの連携（プロジェクト実施） ○ 公設試験研究機関の一体的な運営（研究テーマの調整など）
	広域医療連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的なドクターへリの配置・運航（拡充）
	広域環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ カワウ以外の野生鳥獣に関する保護管理の取組 ○ 廃棄物対策の広域化
	資格試験・免許等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処理する事務範囲の段階的な拡大（調査検討）
新たに処理する事務 (例示)	広域職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的職員研修の段階的拡充
	交通・物流基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通・物流基盤整備に関する事務（調査研究） <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪湾内諸港をはじめとする港湾の一体的な管理運営 ・ 関西3空港の一体的な管理運営 ・ 国道・河川の一体的な計画、整備、管理
	行政委員会事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処理事案等が広域である都道府県の行政委員会事務の共同実施

4 国の地方支分部局からの移譲事務

国の地方支分部局が実施している事務のうち、本省において実施すべきものや、府県・政令市において国から事務移譲を受けて実施するものを除き、関西の広域課題の解決に資する、府県域を越える事務について、国から事務移譲を受けて一元的に処理することにより、国と地方の二重行政を解消する。

また、新たに処理する本格的な事務として、国から権限・財源の移譲を受けることにより、広域交通・物流基盤整備の事務を実施する。

加えて、設立当初から処理している各分野において、国から事務移譲を受けて処理することにより、事務のさらなる拡充を図る。

現在、全国知事会などで取り組んでいる国の出先機関の事業仕分けの結果を踏まえ、関西広域連合への事務移譲に必要な法整備を国に求めていく。

	分 野	事 務 の 内 容
国の地方支分部局からの移譲事務 (例示)	地方厚生局	<input type="checkbox"/> 医療法人（広域）等の監督 <input type="checkbox"/> 中小企業等共同組合（広域）の許可 <input type="checkbox"/> 消費生活協同組合（広域）の許可、認可、承認など
	地方農政局	<input type="checkbox"/> 都市農村交流に関する事務など
	経済産業局	<input type="checkbox"/> 新規産業の環境整備に関する事務（産業クラスター） <input type="checkbox"/> 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 <input type="checkbox"/> 国際ビジネス交流・対日投資に関する事務 <input type="checkbox"/> 鉱業権の出願・登録等に関する事務 <input type="checkbox"/> 電気・ガス事業の許認可、監査に関する事務など
	地方整備局	<input type="checkbox"/> 直轄国道（広域）の整備・管理 <input type="checkbox"/> 直轄河川（府県を超える）の整備・管理 <input type="checkbox"/> 直轄砂防等に係る工事・管理 <input type="checkbox"/> 土地計画等に係る調査・調整 <input type="checkbox"/> 建築基準法の施行事務（確認検査機関の指定等）など
	地方運輸局	<input type="checkbox"/> 観光振興等
	地方環境事務所	<input type="checkbox"/> 各種リサイクル法（家電、容器包装）に基づく報告徴収、立入検査等の事務など
	新たに処理する事務 (国に移譲を求める事務の例示)	<input type="checkbox"/> 大阪湾内諸港の一体的な管理運営 （港湾の整備（防波堤・主航路・大型外貿ターミナル・幹線臨港道路等）に関する事務など） <input type="checkbox"/> 関西3空港の一体的な管理運営 （空港の設置及び管理運営など） <input type="checkbox"/> 国道・河川の一体的な計画、整備、管理 （近畿圏広域道路整備基本計画の策定、地方整備局が管理する直轄国道の計画・整備・管理・運営など）
設立当初で処理する各分野における事務の更なる拡充 (国に移譲を求める事務の例示)	広域交通・物流基盤整備	<input type="checkbox"/> VJC（ビジット・ジャパン・キャンペーン）など国際連施策の事業費の配分（観光庁） <input type="checkbox"/> 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく、観光圏整備実施計画及び同変更実施計画の認定（観光庁） <input type="checkbox"/> 国直轄管理道路における道路標識の整備基準の策定（関西全域を対象とする観光案内表示の統一基準との整合性確保）（国土交通省）
	広域産業振興	近畿経済産業局が実施する産業振興に係る事務のうち、府県が実施するよりも広域連合が関西全体を視野に実施するほうが高い効果が得られると考えられる事務 <input type="checkbox"/> 新規産業の環境整備に関する事務 （産業クラスター支援（連携に係るもの））

III 組織

1 基本的考え方

(1) 合議による組織運営（広域連合委員会の設置）

構成団体の多様な意見を的確に反映するとともに、各構成団体の長の主導の下に各分野の事務事業を迅速に推進するため、各構成団体の長で構成する「広域連合委員会」を設置する。

(2) 官民連携の仕組みの活用（広域連合協議会の設置）

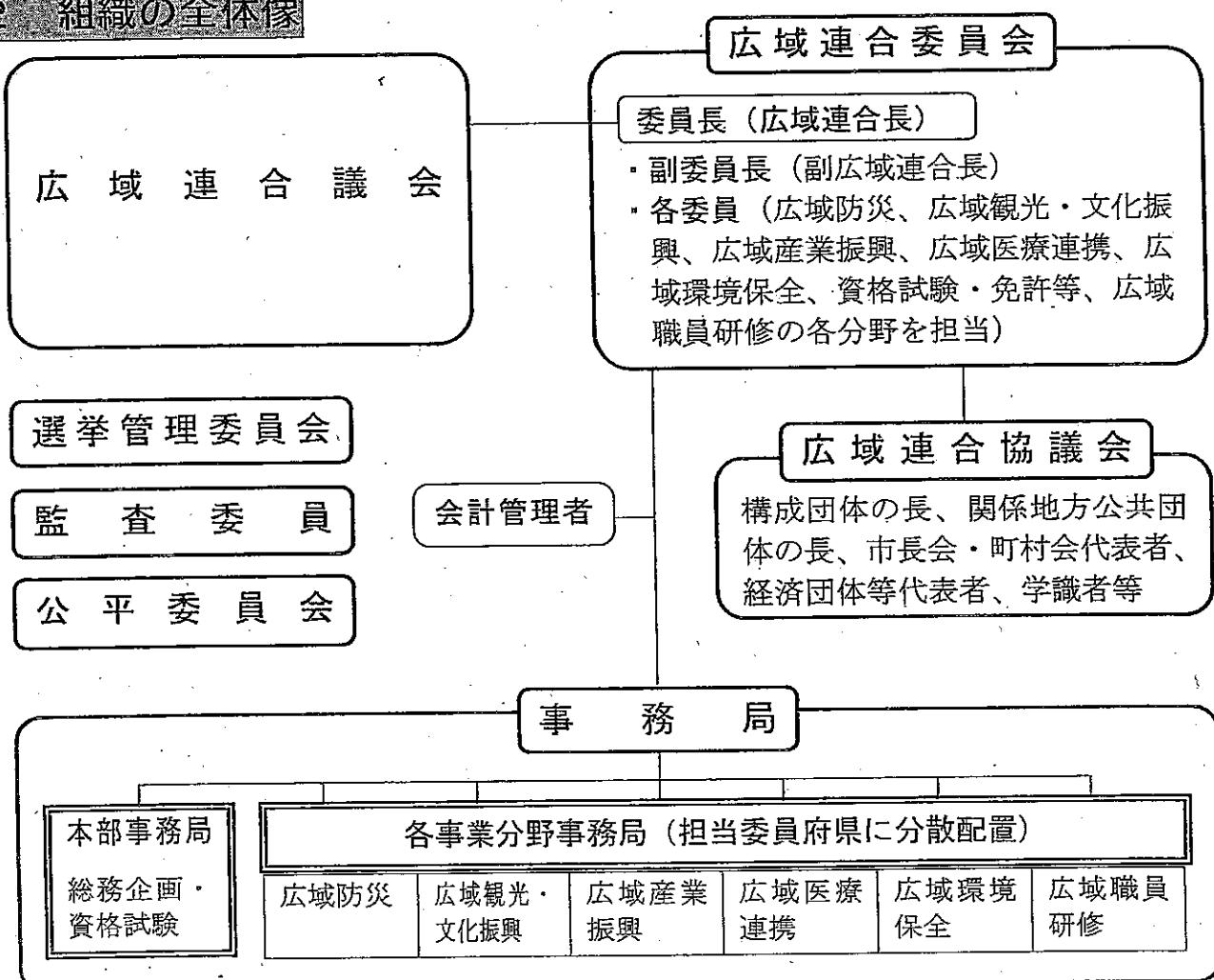
広域連合が担う事務に関する府県・政令市等の機関や地域団体・経済団体等の代表者、学識経験者等で構成する「広域連合協議会」を設置し、広域連合の実施事業等はもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について、幅広い意見を聴取し協議を行う。

(3) 簡素で効率的な事務局組織

広域連合委員会の担当委員（知事）府県における事務事業の実施を基本に、簡素で効率的な組織とする。

基本的には、総務企画部門を広域連合本部事務局に設置するとともに、各府県において各担当委員の下に事務局組織を設置し、当該府県職員が広域連合職員を兼務する。

2 組織の全体像



3 広域連合委員会

(1) 趣旨

広域連合の運営上の重要な事項に関する基本方針及び処理方針を広域連合長が決定するに当たり、構成団体等の多様な意見を反映させるとともに、構成団体の長の主導の下に各分野の事務事業を迅速に推進するため、各府県知事が事務分野毎の「担当委員」として執行責任を担う仕組みとして、関西広域連合独自の広域連合委員会を設置する。

また、広域連合委員会には、密接な連携を図る必要がある地方公共団体（「連携団体」）の長が出席し、意見を述べることができるものとする。

(2) 設置概要

内 容	
構 成 員	構成団体の長
協議事項	広域連合の重要施策に関する事項 (具体例) <ul style="list-style-type: none">・ 広域計画、事業分野別計画に関する事項・ 予算案、条例案に関する事項・ 広域連合の今後の事業展開に関する事項
開催回数	年数回程度
設置根拠	広域連合規約

(3) 委員の区分、任期、定数等

内 容	
委 員 の 区 分	<input type="radio"/> 委員長（広域連合長） <input type="radio"/> 副委員長（副広域連合長） <input type="radio"/> 委員 ※ 委員が各分野（広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療連携、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修）の担当事務を総括する。
任 期	構成団体の長としての任期
身 分 等	非常勤
報 酬 等	無報酬（旅費の費用弁償あり）
定 数	構成団体の長の数
選任方法	構成団体の長の充て職
その他の	連携団体の長は委員会において意見を述べることができる。

4. 広域連合議会

(1) 趣旨

広域連合の議事機関（議決機関）として、地方自治法で定められた議決事件（条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等）の議決、選挙（議長、選挙管理委員会委員等）、検査、監査の請求、意見書の提出等、普通地方公共団体と同様の権限を有する広域連合議会を設置する。

(2) 組織・運営の概要

連合議会の具体的な組織・運営については、概ね以下の方向で検討を行い、今後、参加予定団体の議会の意見等を踏まえ、最終的な制度設計を行う。

ア 議員の選出方法

構成団体の議会において、各議会の議員から選挙する。

イ 議員定数及び各構成団体への配分

(ア) 基本的な考え方

設立当初は簡素で効率的な必要最小限の体制とし、将来的に事務の拡充や参加団体の増加にあわせて増員を検討する。

(イ) 議員定数

20人程度とする。

(ウ) 各構成団体への配分

まず、構成団体に1人を均等配分する。

さらに、人口要素を加味し、人口250万未満の構成団体には1人、人口250万以上500万未満の構成団体には2人、人口500万以上750万未満の構成団体には3人、人口750万以上の構成団体には4人を加える。

（参考）配分の考え方

均等割と人口割の併用（均等割を基本に人口要素を加味）

広域連合の議員は、住民による直接選挙が認められており、現在想定されている構成団体の人口差が10倍以上と大きいことから、人口要素を加味することが適当である。

ウ 会議の運営

(7) 本会議（定例会）

① 回数

2回

② 開催月

8月、2月（構成団体の議会における予算審議時期等を十分に配慮）

③ 審議内容

区分	内 容
設立当初	<input type="radio"/> 議長、副議長の選出 <input type="radio"/> 広域連合長が行った組織定数条例等の専決処分の承認 <input type="radio"/> 定例会条例、広域計画の策定、会議規則等の議決 <input type="radio"/> 副広域連合長、監査委員の選任の同意、選挙管理委員会委員の選出 等
8月	<input type="radio"/> 監査、決算の認定 <input type="radio"/> 必要に応じて条例の改廃、特別職、議長等の選任・選出等
2月	<input type="radio"/> 広域連合予算、構成団体の分賦金の決定 <input type="radio"/> 必要に応じて条例の改廃、特別職、議長等の選任・選出等

(イ) 本会議（臨時会）

広域連合長が必要があると認める場合や、広域連合議員の定数の4分の1人以上の者から開催の請求があった場合等に開催する。

(ウ) 常任委員会等

設立当初の事務や議員定数等を踏まえ、その必要性を検討する。

エ 議員の任期等

構成団体の議会の議員としての任期による（構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。）。

オ 議員報酬等

	内 容
勤務形態	非常勤
報酬額	既存の広域連合の事例を参考に今後決定
支給方法	年額支給

（参考：県が構成団体となっている広域連合の議員の報酬額）

	議 長	副議長	議 員
静岡地方税滞納整理機構	年額35,000円	年額30,000円	年額25,000円
岐阜広域連合	年額43,000円	年額38,000円	年額35,000円
彩の国さいたま人づくり広域連合	日額15,000円	日額10,000円	
京都地方税機構	年額30,000円	年額25,000円	年額20,000円

(参考) 関西広域連合(仮称)議会の議席配分試算 (2府5県)

(案) 均等割と人口割の併用

- (1) 均等割：構成団体に1人
- (2) 人口割：人口250万未満の構成団体には1人
人口250万以上500万未満の構成団体には2人
人口500万以上750万未満の構成団体には3人
人口750万以上の構成団体には4人

【人口250万ごとに区切る根拠】

分権改革推進本部参加府県（2府8県）の区域の全人口約2,500万（24,998,584人）の10分の1である250万をめやすとした。

府県名	人口 (H17国勢調査)	人口構成比 (%)	議員数		
			均等割	人口割	計
滋賀県	1,380,361	6.6%	1	1	2
京都府	2,647,660	12.7%	1	2	3
大阪府	8,817,166	42.2%	1	4	5
兵庫県	5,590,601	26.8%	1	3	4
和歌山県	1,035,969	5.0%	1	1	2
徳島県	809,950	3.9%	1	1	2
鳥取県	607,012	2.9%	1	1	2
計	20,888,719	100.0%	7	13	20

5 広域連合協議会

(1) 趣旨

広域連合が、幅広い意見を聴取し、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の事務と相互に関連する事務事業を行う府県・政令市等の機関や地域団体・経済団体等の代表者、学識経験者等による広域連合協議会を設置し、広域連合の実施事業等はもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について協議を行う。

(2) 設置概要

内 容	
構 成 員	広域連合長、構成団体の長、広域連合に参加しない関係地方公共団体の長、市長会・町村会関係者、経済団体代表、学識経験者等
協議事項	広域連合の重要施策のうち、幅広い意見を聴取し、関係機関との協議を行うことが事務事業の円滑な推進に資すると広域連合長が認めた事項 (具体例) <ul style="list-style-type: none">・ 広域計画その他の計画、基本方針等の策定に関する事項・ 関西の重要施策に係る国、関係機関等への要望に関する事項・ 関係団体等との連携事業に関する事項・ 関西の広域的課題と今後のあり方に関する事項
開催回数	年1～2回
設置根拠	地方自治法第138条の4第3項に基づく広域連合条例

(3) 委員の区分、任期、定数等

内 容	
区 分	会長、副会長、委員
任 期	2年(ただし、充て職による委員については、当該職の任期による。)
身 分 等	非常勤
報 酬 等	日額支給、旅費の費用弁償あり(今後、条例又は要綱により決定)
定 数	30人程度
選任方法	広域連合長が選任(会長及び副会長は委員による互選)

6. 選挙管理委員会

(1) 趣旨

広域連合については、普通地方公共団体と同様の直接請求制度（広域連合の条例の制定・改廃、事務執行に関する監査、議会の解散、長及び議会の議員等の解職、規約変更要請等）が設けられているため、直接選挙の実施の有無に関わらず、選挙管理委員会を設置する。

(2) 業務

事務	内 容
具体的な事務	<p>広域連合における選挙及び直接請求に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ 広域連合規約に定める「広域連合長選挙」の場所の指定※ 直接選挙を実施しない場合、広域連合長及び広域連合議会の議員の選挙に係る事務は、広域連合事務局長（選挙管理委員会書記長）が管理・執行する。・ 直接請求に必要な請求権を有する者の数の告示・ 議会の解散、長及び議会の議員等の解職等の直接請求があったときの要旨の公表、投票の管理、投票結果の通知等

(3) 委員の区分、任期、人数等

	内 容
委員の区分	構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者
任期	4年
人 数	委員4人 補充員4人（それぞれその中の2人以上が同一の政党その他の政治団体に属する者となってはならない。）
選任方法	広域連合議会において選挙
兼職の禁止	委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

(4) 報酬額等

	内 容
報酬等	日額支給、旅費の費用弁償あり（今後、条例により決定）
勤務形態	非常勤

7. 監査委員

(1) 趣旨

広域連合においては、普通地方公共団体と同様の監査を求められていることから、監査委員を設置する。

(2) 業務

内 容	
事 務	広域連合の事務の執行の監査等
具体的な事務	<ul style="list-style-type: none">・定期監査（財務監査）・決算についての審査・行政監査・住民監査請求による監査・その他地方自治法に基づく監査 等

(3) 委員の区分、任期、人数等

内 容	
委 員 の 区 分	人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（代表監査委員） 広域連合議員
任 期	4年（広域連合議員は、議員の任期）
人 数	2人（識見を有する者1人+議員1人）
選任方法	広域連合議会の同意を得て広域連合長が選任
兼 職 の 禁 止	委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねること ができない。

(4) 報酬額等

内 容	
報 酬 等	日額支給、旅費の費用弁償あり（今後、条例により決定）
勤務形態	非常勤

3 公平委員会

(1) 趣旨

広域連合においては、職員の権利・利益を保護し、その身分を保障するため、公平委員会を設置する。

なお、地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務は、他の地方公共団体の人事委員会に委託し処理させることができる。

(2) 業務

	内 容
事務	広域連合の職員の勤務に関する措置要求・不利益処分の審査等
具体的な事務	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査判定及び必要な措置・ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定・ 職員の苦情の処理 等

(3) 委員の区分、任期、人数等

	内 容
委員の区分	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に識見を有する者
任期	4年
人 数	3人（2人以上が同一の政党に属する者となってはならない。）
選任方法	広域連合議会の同意を得て広域連合長が選任（委託の場合は、不要）
兼職の禁止	委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く）を兼ねることができない。

(4) 報酬額等

	内 容
報酬等	日額支給、旅費の費用弁償あり（今後、条例により決定） ※ 委託の場合は委託料支出
勤務形態	非常勤

9 事務局

(1) 趣旨

簡素で効率的な組織とすることを基本とし、総務企画及び資格試験の事務を処理する本部事務局を設置するとともに、その他各事業分野の執行責任を担う広域連合委員会の担当委員（各府県知事）の主導の下に迅速に事務を処理するため、事業分野事務局を各担当委員府県に設置する。

(2) 設置

	本部事務局	各事業分野事務局
処理する事務	庶務、経理、予算・決算、人事、広報、広域計画、広域連合委員会、広域連合議会、広域連合協議会、資格試験等	各分野の事務の企画・立案、執行等
設置場所	大阪市内	担当委員府県
統括責任者	広域連合長 ※ 資格試験については、担当委員（府県知事）	各担当委員（各府県知事）
職員身分	各府県から職員派遣 (22年度 12人)	担当委員府県職員が兼務 (22年度業務量 16人相当)
給与	広域連合が負担	府県が負担

(3) 事務分掌

総務企画部門	<総務>	人事・給与及び組織・定数に関すること 秘書に関すること 条例、規則等の審査及び公布並びに文書事務及び公印に関すること 情報公開及び個人情報保護の総合企画及び調整に関すること 予算の編成、執行、その他財政及び経理に関すること 物品の買入れ及び売払いその他の処分に関すること 財産管理及び事務所の維持管理に係ること 広域連合議会、広域連合委員会及び広域連合協議会の事務局に関すること 会計管理者の補助に関すること 他担当の主管に属さないこと
	<企画>	重要施策の企画・総合調整に関すること 広域計画の立案・総合調整に関すること 他機関との広域連携業務の総括に関すること 国等の機関への要望に関すること 広域連合議会における総合調整に関すること 広域連合委員会及び広域連合協議会における総合調整に関すること 広報及び広聴の総括に関すること 行政委員会（監査等）の事務局に関すること
事業部門	<広域防災>	「関西広域防災計画」の策定に関すること 災害発生時の相互応援体制の強化に関すること 近畿府県合同防災訓練の実施に関すること 防災分野の人材育成に関すること 救援物資の共同備蓄の検討・実施に関すること 広域での新型インフルエンザ対策の検討・実施に関すること 広域防災に関する検討・実施に関すること
事業部門	<広域観光・文化振興>	「関西観光・文化振興計画」の策定に関すること 広域観光ルートの設定に関すること 海外プロモーションの実施に関すること 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設に関すること 「通訳案内士」（全国）の登録等に関すること 関西全域を対象とする観光統計調査に関すること 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一に関すること
事業部門	<広域産業振興>	「関西産業ビジョン」の策定に関すること 産業クラスターの連携（戦略構築）に関すること 公設試験研究機関の連携に関すること 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施に関すること 新商品調達認定制度によるベンチャー支援に関すること
事業部門	<広域医療連携>	「関西広域救急医療連携計画」の策定に関すること 広域的なドクターヘリの配置・運航に関すること 広域救急医療体制充実の仕組みづくりに関すること
事業部門	<広域環境保全>	「関西広域環境保全計画」の策定に関すること 温室効果ガス削減のための広域取組に関すること 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）に関すること
事業部門	<資格試験・免許等>	調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等に関すること 准看護師に係る試験実施・免許交付等に関すること
事業部門	<広域職員研修>	広域職員研修の実施に関すること

IV 財政

1 基本的考え方

広域連合の運営に要する経費は、基本的に構成団体の分賦金によるものとする。ただし、他団体との連携により実施する事業については、当該団体との協議により経費の負担方法等を別途定める。

2 予算（平成22年5月設立で試算）

(1) 歳出

(単位：千円)

	22年度	23年度	24年度
総額	245,834	523,532	572,986

【内訳】

ア 総務費

	22年度	23年度	24年度
管理費	66,517	46,744	51,922
人件費	120,000	130,000	160,000
計	186,517	176,744	211,922

※ 総務・企画部門（9名）及び資格試験・免許等（22年度3名、23年度4名、24年度7名）の人事費を含む。

イ 事業費

	22年度	23年度	24年度
広域防災	4,082	12,825	12,825
広域観光・文化振興	12,009	16,400	19,804
広域産業振興	3,678	23,108	19,736
広域医療連携（特定事業費を除く）	3,781	4,476	4,476
広域環境保全	14,594	28,763	24,056
資格試験・免許等	18,018	32,520	51,471
広域職員研修	3,155	18,865	18,865
計	59,317	136,957	151,233

※ 資格試験・免許等のデータ移行（システム関連経費）及び実施経費については精査中

ウ 特定事業費（受益が特定される事業）

	22年度	23年度	24年度
広域医療連携（ドクターヘリ運航経費）	0	209,831	209,831

※ 22年度分については連合設立が年度途中になることから、当初予算は当面関係府県で計上

(2) 歳入

(単位：千円)

	22年度	23年度	24年度
分賦金	245,834	418,617	346,600
国庫補助金（※1）	0	104,915	104,915
事業収入等（※2）	0	0	121,471
計	245,834	523,532	572,986

※1：広域医療連携分野におけるドクターヘリ運航事業に係る国庫補助金

※2：資格試験・免許等分野における試験実施・免許交付等に係る手数料収入

3 分賦金の算定の考え方

分賦金の算定については、構成団体に同額を配分する均等部分及び各団体の受益に応じて人口、その他の客観的な指標に基づき按分する比例部分により算定する。

今後、実施事業の拡大に応じ、分賦金の算定方法を検討する。

(1) 総務費

本部事務所維持費、議会経費、行政委員会経費など、広域連合を維持するための基礎的経費であることから、全構成団体の均等負担を原則とする。

なお、資格試験・免許等にかかる人件費は事業費の負担ルールによる。

(2) 事業費

各事業分野の実施事務の受益に応じ、客観的な指標により算定する。分野ごとに受益を示す以下の指標により算定する。

(3) 特定事業費

実施事務の受益が特定の府県に限定され、他の構成団体に及ばない事業であることから、関係府県の負担とする。

項目	考え方	
①総務費	総務・企画部門	均等割を原則とする
	資格試験・免許等の 人件費	過去3カ年の受験者数平均割
②事業費	広域防災	人口割
	広域観光・文化振興	人口割(50%)、宿泊施設数割(50%)
	広域産業振興	人口割(50%)、事業所数割(50%)
	広域医療連携	人口割
	広域環境保全	人口割
	資格試験・免許等	過去3カ年の受験者数平均割
③特定事業費	ドクターヘリ運航	前年度の受講者数割(初年度は均等割) 関係府県で負担

V 既存の広域連携組織との関係

1 基本的考え方

広域連合の発足に伴い、既存の広域連携組織が担っている諸事業の枠組については、各組織と十分な協議を行い、必要な範囲で維持しつつ、広域連合への集約化を図る方向で見直しを行う。

2 関西広域機構について

広域連合の設立に伴い、現行の関西広域機構が担う事務については、事業効果の検証を踏まえ、関西広域機構で実施した方が効果的・効率的なものに絞り込み、広域連合との事業連携や組織連携により、総合的な事業効果の拡大と効率化を図る。

なお、関西広域機構の将来のあり方については、今後の官民連携のあり方の議論を踏まえ、関係機関と協議し、決定する。

関西広域連合（仮称）の事務概要（案）

～ 設立当初の事務 ～

2010年2月

関西広域機構 分権改革推進本部

目 次

設立当初の事務一覧	40
I 広域防災	41
II 広域観光・文化振興	54
III 広域産業振興	66
IV 広域医療連携	75
V 広域環境保全	80
VI 資格試験・免許等	89
VII 広域職員研修	94

設立当初の事務一覧

分 野	事 务 の 内 容
広域防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域防災計画」の策定 ○ 災害発生時の相互応援体制の強化（相互応援協定の実施要綱作成・運用） ○ 近畿府県合同防災訓練の実施 ○ 防災分野の人材育成 ○ 救援物資の共同備蓄の検討・実施 ○ 広域的な新型インフルエンザ対策の検討・実施 ○ 広域防災に関する検討・実施
広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西観光・文化振興計画」の策定 ○ 広域観光ルートの設定 ○ 海外観光プロモーションの実施 ○ 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設 ○ 「通訳案内士」（全国）の登録等 ○ 関西全域を対象とする観光統計調査 ○ 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一
広域産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西産業ビジョン」の策定 ○ 産業クラスターの連携 ○ 公設試験研究機関の連携 ○ 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施 ○ 新商品調達認定制度によるベンチャー支援
広域医療連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域救急医療連携計画」の策定 ○ 広域的なドクターヘリの配置・運航 ○ 広域救急医療体制充実の仕組みづくり
広域環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域環境保全計画」の策定 ○ 温室効果ガス削減のための広域取組 ○ 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）
資格試験・免許等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等 ○ 准看護師に係る試験実施・免許交付等
広域職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域職員研修の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関西における広域的計画の総合調整 ○ 交通物流基盤整備（関西広域交通・物流基盤整備計画の検討） ○ 行政委員会事務の共同化検討

I 広域防災

1 「関西広域防災計画」の策定

(1) 趣旨

東南海・南海地震や近畿圏直下型地震等の発生による大規模広域災害に対し、関西がとるべき対応方針や具体的な連携体制とその体制の構築のために関西広域連合等が実施する事務を記載した「関西広域防災計画」を策定する。

(2) 現状・課題

府県域を越える広域的な災害に対しては、災害対策基本法に基づく国の調整と相互応援協定で対処することとされているが、関西の自治体の対処方針については、横断的に協議・調整されたものがないため、常設の事務局を持つ広域連合が各自治体と協議・調整して関西広域防災計画として取りまとめる。

(具体的な課題)

- 各府県の地域防災計画は、国の防災基本計画に則して国の災害対策との調整は行われているが、近隣府県との比較や調整は行われておらず、関西としての広域災害時の対応が不明確となっている。
- 東南海・南海地震対策については、国が東南海・南海地震応急対策活動要領を定め、対応方針を示しているが、被災地を含む関西としての対応方針はまとめられていない。

(3) 事務の内容

ア 計画に盛り込む内容

(ア) 計画の対象とする災害に関する事項

東南海・南海地震、近畿圏直下型地震等、複数府県にまたがる被害を中心、府県を越えた広域的な応援が必要となる大規模災害を想定

(イ) 災害の予防に関する事項

- ・ 関西の広域防災体制の整備（関西相互応援実施要綱の策定）
- ・ 人材育成（研修の実施等）
- ・ 災害対策のための基礎データの整備 等

(ウ) 災害の応急対策に関する事項

物資、資機材の提供や職員の派遣等の配分

(エ) 順次拡充する事務、中長期的課題に関する調査研究

- ・ 救援物資の共同備蓄、提供
- ・ 新型インフルエンザ対策 等

イ 計画の作成方法

国及び各府県の防災計画との調整を図るため、関係府県の防災担当者及び有識者が参加する計画策定委員会を開催し、計画の内容を検討する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none">・ 計画策定委員会（3回）、幹事会（3回）の開催・ 「関西広域防災計画」の策定・施行、計画書の印刷・ 国、府県、市町村との調整
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ 幹事会（2回）の開催・ 関西広域防災計画のフォローアップ

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費	説 明															
現行	0	(各府県実施)														
22年度	1,213	<table><tr><td>1 計画策定委員会開催費（3回）</td><td>366</td></tr><tr><td>　　・ 委員（2人）謝金、旅費 207</td><td></td></tr><tr><td>　　・ 会議室借上費 90</td><td></td></tr><tr><td>　　・ 調整旅費、資料作成費等 69</td><td></td></tr><tr><td>2 幹事会開催費（3回）</td><td>51</td></tr><tr><td>3 計画書印刷費（7府県×100部）</td><td>210</td></tr><tr><td>4 その他経費（通信費等）</td><td>586</td></tr></table>	1 計画策定委員会開催費（3回）	366	・ 委員（2人）謝金、旅費 207		・ 会議室借上費 90		・ 調整旅費、資料作成費等 69		2 幹事会開催費（3回）	51	3 計画書印刷費（7府県×100部）	210	4 その他経費（通信費等）	586
1 計画策定委員会開催費（3回）	366															
・ 委員（2人）謝金、旅費 207																
・ 会議室借上費 90																
・ 調整旅費、資料作成費等 69																
2 幹事会開催費（3回）	51															
3 計画書印刷費（7府県×100部）	210															
4 その他経費（通信費等）	586															
23年度	636	<table><tr><td>1 幹事会開催費（2回）</td><td>34</td></tr><tr><td>2 その他経費（通信費等）</td><td>602</td></tr></table>	1 幹事会開催費（2回）	34	2 その他経費（通信費等）	602										
1 幹事会開催費（2回）	34															
2 その他経費（通信費等）	602															
24年度	636	<table><tr><td>1 幹事会開催費（2回）</td><td>34</td></tr><tr><td>2 その他経費（通信費等）</td><td>602</td></tr></table>	1 幹事会開催費（2回）	34	2 その他経費（通信費等）	602										
1 幹事会開催費（2回）	34															
2 その他経費（通信費等）	602															

(7) 事業効果

関西広域防災計画の策定により、広域災害への対応方針が明確になり、共同事業の実施等、関西として計画的な対策の推進が可能となる。

2 災害発生時の相互応援体制の強化（相互応援協定の実施要綱作成・運用）

(1) 趣旨

・広域災害発生時等における広域連合の役割として、被災府県からの要請の集約、被災していない府県への応援要請・応援先の配分等の府県間調整を担う。併せて、関西全体の防災に関する責任主体として広域連合が機能を発揮できるよう、将来的な関西全体の防災体制のあり方、広域連合長の位置づけ等を検討する。

また、広域災害発生時に関西府県が広域応援を実施する手順を取りまとめた関西相互応援実施要綱（仮称）を作成する。

(2) 現状・課題

大規模災害等への対応は、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき行うこととなっているが、複数府県が被災した場合には、当初予定していた主管府県等による調整機能が十分に発揮できない可能性があることやその場合の対応が盛り込まれていないなど、広域災害への備えは不十分である。

このため、広域災害発生時において、広域連合が応援要請の集約・配分等の府県間調整を担うなど、相互応援体制を強化する必要がある。

(3) 事務の内容

ア 災害発生時における府県間調整の実施

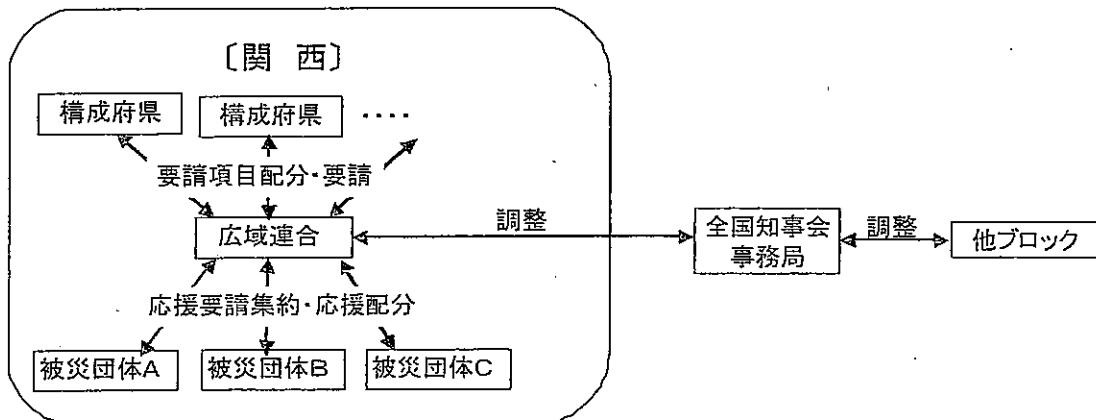
広域連合は、関西広域防災計画と実施要綱に基づき、物資・資機材や職員派遣等の相互応援に関する府県間調整を行う（広域連合が被災地外で連携ハブとなるイメージ）。

なお、現地における救護・復旧活動等は、従前どおり被災団体や構成府県等が対応する。

(ア) 広域連合の役割

- 被災した団体からの要請の集約
- 被災していない団体へ応援内容・応援先の配分
- 域内で対応困難な場合における近畿ブロック知事会長団体を通じた全国知事会事務局と全国応援の調整

(イ) イメージ図



イ 「関西相互応援実施要綱（仮称）」の作成

(7) 要綱の内容

- 関西版資源管理体制モデル
 - ・ 広域応援が必要な災害応急対策の種類・数量の把握
 - ・ 外部からの人的・物的応援を受け入れる共通の仕組みとルール
 - ・ 流通備蓄も含めた円滑に資源を調達するためのルール 等
- 資源配分モデル
 - ・ 物資輸送の優先順位等の考え方
 - ・ 応援先の考え方
 - ・ 広域応援の受け入れ施設 等
- 関西版応援支援フォーマット
- 域外の大規模災害等に際して応援要請を受けた場合の応援方針等

(4) 要綱の作成方法

関係府県の防災担当者による「連絡調整会議」を設置して検討する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none">・ 連絡調整会議（3回）の開催・ 関西相互応援実施要綱の策定・施行、要綱の印刷
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ 連絡調整会議（2回）の開催・ 関西相互応援実施要綱のフォローアップ

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費		説 明	
現行	0	(各府県実施)	
22年度	272	1 連絡調整会議開催費（3回） 2 要綱印刷費（7府県×100部） 3 その他経費（通信費等）	51 210 11
23年度	46	1 連絡調整会議開催費（2回） 2 その他経費（通信費等）	34 12
24年度	46	1 連絡調整会議開催費（2回） 2 その他経費（通信費等）	34 12

(7) 事業効果

広域災害発生時の調整方法や府県の活動内容がより明確になり、迅速な対応と的確な調整が可能となる。

3 近畿府県合同防災訓練の実施

(1) 趣旨

関西が一体となって広域災害に対処する体制の強化を図るとともに、関西広域防災計画、関西相互応援実施要綱（仮称）の実効性を検証するため、従来の合同防災訓練に加え、新たに広域応援訓練を追加し、広域連合と開催地府県が適切な役割分担のもとに共催する。

(2) 現状・課題

関西広域防災計画、関西相互応援実施要綱及び関西広域連合が担う役割の有効性を検証する必要がある。

(3) 事務の内容

ア 主催

関西広域連合及び開催地府県（共催）

イ 開催場所

各府県で順次開催（従来どおり）

ウ 役割分担・訓練内容等

広域応援訓練（新規）		合同防災訓練（従来の訓練：継続）
役割分担	被災府県への応援調整	被災府県内の災害対応
訓練責任者	広域連合長	開催府県知事 ※ 広域連合長は、広域応援訓練に関して、被災府県からの要請を受け、要員・物資の応援調整を行う。
訓練内容	<ul style="list-style-type: none">○ 相互応援要綱に定めた広域応援の受け入れ・配分<ul style="list-style-type: none">・ 受け入れ施設、輸送ルート、輸送手段等の確保・ 受け入れた広域応援の配分 等○ 被害状況に応じた広域応援配分の調整<ul style="list-style-type: none">・ 構成団体間の広域応援の配分調整・ 受け入れた広域応援の配分調整 等	<ul style="list-style-type: none">1. 開催府県関係機関防災訓練<ul style="list-style-type: none">○ 各機関の連携体制の検証に資する訓練<ul style="list-style-type: none">・ 災害現場における各部隊の救助分担等の調整・ 救急と医療の連携・ 事業者によるライフライン被害の共同復旧 等○ 実戦的な災害対応力の向上を目的とする訓練<ul style="list-style-type: none">・ 現実の災害に即し、実存する建物や道路等を活用した訓練2. 広域応援訓練<ul style="list-style-type: none">○ 緊急消防援助隊応援要請、広域連合への応援要請
予算措置	広域連合が措置（4,000千円）	開催府県が措置（45,000千円程度） 広域連合が措置（1,120千円）
開始年度	23年度～	22年度～

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡調整会議（3回）の開催 ・ 広域応援訓練（新規）の実施に係る準備、関係機関との調整等 ・ 合同防災訓練（継続）の実施
23年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡調整会議（5回）の開催 ・ 広域応援訓練、合同防災訓練の実施 ・ 翌年度実施訓練（広域応援訓練、合同防災訓練）に係る準備、関係機関との調整等

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。（合同防災訓練については、府県と広域連合が役割分担して実施する。）

(6) 所要経費

(千円)

所要経費		説 明	
現行	0	従来からの合同防災訓練を各府県持ち回りで実施（50,000千円程度）	
22年度	1,347	1 連絡調整会議開催費（3回） 2 合同防災訓練実施費 3 その他経費（通信費等）	51 1,120 176
23年度	5,397	1 連絡調整会議開催費（5回） 2 広域応援訓練実施費 3 合同防災訓練実施費 4 その他経費（通信費等）	85 4,000 1,120 192
24年度	5,397	1 連絡調整会議開催費（5回） 2 広域応援訓練実施費 3 合同防災訓練実施費 4 その他経費（通信費等）	85 4,000 1,120 192

(7) 事業効果

- ・ 広域応援活動の連携確認を絶えず行うことで、関西広域防災計画の実効性の確保及び広域的な防災体制が改善される。
- ・ 関西広域防災計画により方針が明確化されるため、より実戦的な訓練が実施可能になる。

4 防災分野の人才培养

(1) 趣旨

人と防災未来センター等、関西の防災研究・研修機関、構成団体と連携して「関西広域防災連携講座（仮称）」を実施し、計画的な防災分野の人材育成を行う。

(2) 現状・課題

防災に関する研修は長期間を要するなど業務への負担が大きいものが多く、体系的に防災を学ぶ機会が少ない。

また、防災に関する専門家の数は限られており、各団体が研修ノウハウを有しているわけではない。

(3) 事務の内容

ア 首長、防災担当職員向け研修の実施

(7) 連携講座制の導入

人と防災未来センター等、関西の防災研究・研修機関、構成団体が実施している防災関連講座等を結び、一定期間に定められた単位を取得することによってコースを修了できるしくみ（連携講座）を構築する。

（講座の例）

- ・ 人と防災未来センターの特設コース
- ・ 関西広域機構主催セミナー
- ・ ひょうご防災ガレッジ受講
- ・ ○○県防災講演会聴講

(4) クラス別のタイトル付与

段階的・中長期的な人材育成に対応できるシステムとして、職責に応じた連携講座を用意し、講座修了者に対しては、防災担当者としてのタイトル（グレード・級）を付与する。

グレード (クラス)	目的	対象	日数	人数
コマンダーグレード	首長等災害対策本部で指揮者となる人材に求められる対応力の向上	首長、危機管理監等災害対策本部で指揮者となる者	1日	20人
マスターグレード	防災課長等幹部となる人材に求められる能力の向上	防災関係課長など、防災の分野で一定のキャリアを有し、被災地活動等実務を経験した職員	3日	50人
Sグレード	中堅の人材に求められる知識・能力の向上	Aグレード又は同等の知識を有する職員	3日	50人
Aグレード	地方公共団体における防災・危機管理担当部局の職員が求められる最低限の知識の習得	はじめて防災業務に就く職員	3日	50人

(4) 多様な研修機会の提供

広域連合は、他機関の講座等の連携を図るとともに、それを補完する出前講座、被災地派遣、施設見学等独自の講座を企画・実施する。

イ 自主防災組織等地域の人材育成事業の支援

広域連合構成団体が管理する人材育成施設、育成施策のうち相互活用可能なものに関する具体的な活用プランを作成し、各府県を通じて利用促進を図る。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

		実施内容
年度		
22年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡調整会議（3回）の実施 ・ 連携講座（Aクラス）の実施
23年度以降		連携講座（コマンダークラス、マスタークラス、Sクラス、Aクラス）の実施

(5) 府県事務との関係

府県で行っているものを広域連合に集約化し、新たに実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費		説明													
現行	0	(各府県実施)													
22年度	1,064	1 講座実施費（Aクラス（3日間）） <table style="margin-left: 20px; border-left: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・ 講師（4人）謝金、旅費</td> <td>738</td> </tr> <tr> <td>・ 会場借上費（3日間）</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>・ テキスト作成費等</td> <td>15</td> </tr> </table> 2 連絡調整会議開催費（3回） 3 その他経費（通信費等）	・ 講師（4人）謝金、旅費	738	・ 会場借上費（3日間）	150	・ テキスト作成費等	15	903 51 110						
・ 講師（4人）謝金、旅費	738														
・ 会場借上費（3日間）	150														
・ テキスト作成費等	15														
23年度	3,248	1 講座実施費（コマンダークラス（1日間）） <table style="margin-left: 20px; border-left: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・ 講師（2人）謝金、旅費</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>・ 会場借上費</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>・ テキスト作成費等</td> <td>6</td> </tr> </table> 2 講座実施費（マスタークラス、Sクラス、Aクラス（各3日間）） <table style="margin-left: 20px; border-left: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・ 講師（4人×3クラス）謝金、旅費</td> <td>2,214</td> </tr> <tr> <td>・ 会場借上費（3日間×3クラス）</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>・ テキスト作成費等</td> <td>45</td> </tr> </table> 3 その他経費（通信費等）	・ 講師（2人）謝金、旅費	123	・ 会場借上費	50	・ テキスト作成費等	6	・ 講師（4人×3クラス）謝金、旅費	2,214	・ 会場借上費（3日間×3クラス）	450	・ テキスト作成費等	45	179 2,709 360
・ 講師（2人）謝金、旅費	123														
・ 会場借上費	50														
・ テキスト作成費等	6														
・ 講師（4人×3クラス）謝金、旅費	2,214														
・ 会場借上費（3日間×3クラス）	450														
・ テキスト作成費等	45														

24年度	3,248	1 講座実施費（コマンダークラス（1日間）） <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師（2人）謝金、旅費 123 ・ 会場借上費 50 ・ テキスト作成費等 6 	179
		2 講座実施費（マスタークラス、Sクラス、Aクラス（各3日間）） <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師（4人×3クラス）謝金、旅費 2,214 ・ 会場借上費（3日間×3クラス） 450 ・ テキスト作成費等 45 	2,709
		3 その他経費（通信費等）	360

(7) 事業効果

- ・ 関西広域連合が関西共通の人材育成方法を確立し、防災担当職員のスキルアップを図ることで関西の防災力向上が可能となる。
- ・ 企画・実施の共同化による事業の効率化を図ることができるほか、講座受講による各府県担当職員の人的ネットワークの構築が期待できる。

5 救援物資の共同備蓄の検討・実施

(1) 趣旨

救援物資等を広域連合が一括して備蓄し、災害発生時に配分する仕組みを構築する。

(2) 現状・課題

府県によっては、地震被害想定に基づく行政の食糧の備蓄の目標を避難者数の3日分とするところと、2日分とするところがあること、さらに、同じ食糧にしても乾燥米飯を中心とするところと、乾パンを中心とするところがあるなど、備蓄物資の種類や備蓄数量の考え方には差異がある。

また、府県によっては、流通業者との協定に基づく流通備蓄に頼り、現物備蓄をしていない府県もある。

(3) 事務の内容

ア 備蓄計画の策定

東南海・南海地震など広域災害発生時には、流通備蓄に限界が生じる可能性があることから、関西全体としての必要備蓄物資、備蓄量、さらに備蓄場所を定める計画を作成する。

イ 物資集積・配送マニュアルの作成

東南海・南海地震など広域災害発生時の備蓄物資、全国から送られる物資の受け入れ、仕分け、配送方法などを定めた物資集積・配送マニュアルを作成する。

ウ 備蓄物資の調達、災害発生時の配分・配送

備蓄計画に基づき必要備蓄物資を調達し、複数箇所に備蓄する。

また、災害が発生した際には、物資集積・配送マニュアルに基づいて物資を配分・配送する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none">連絡調整会議（3回）の開催備蓄計画の検討
23年度	<ul style="list-style-type: none">連絡調整会議（2回）の開催備蓄計画の検討・策定
24年度以降	<ul style="list-style-type: none">連絡調整会議（2回）の開催物資集積・配送マニュアルの検討・作成備蓄物資の調達、災害発生時における物資の配分・配送

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費		説 明	
現行	0	(各府県実施)	
22年度	62	1 連絡調整会議開催費（3回） 2 その他経費（通信費等）	51 11
23年度	256	1 連絡調整会議開催費（2回） 2 備蓄計画印刷費（7府県×100部） 3 その他経費（通信費等）	34 210 12
24年度 (調整中)	256	1 連絡調整会議開催費（2回） 2 物資集積・配送マニュアル印刷費（7府 県×100部） 3 備蓄物資の調達 4 その他経費（通信費等）	34 210 (調整中) 12

(7) 事業効果

通常の流通システムが麻痺するおそれのある東南海・南海地震など大規模・広域災害の初動時に、救援物資を被災地に効果的に搬送することができる。

6 広域的な新型インフルエンザ対策の検討・実施

(1) 趣旨

広域的な新型インフルエンザ対策を検討・実施する。

(2) 現状・課題

各府県や保健所設置市ごとに、検査、治療等の医療対策や、学校、施設の休業、イベントの中止などの社会活動制限についての考え方には差異があるなど、強毒性の新型インフルエンザ発生時の感染拡大防止対策が危惧されている。

また、各府県や保健所設置市間の連携・調整のしくみが制度化されていないことなど、患者に係る正確かつ迅速な情報共有及び効果的な対策の実施に課題がある。

(3) 事務の内容

ア 新型インフルエンザ感染拡大防止のための広域的な体制の検討

住民の健康被害を最小限にとどめ、社会機能の低下を極力抑止して、社会・経済活動を維持するために、危機管理の観点から、発生段階に応じた広域的な新型インフルエンザ感染拡大防止のための連携体制を検討する。

イ 広域備蓄計画の作成

タミフル、リレンザなどの抗ウイルス剤、医療資機材等の備蓄計画を作成し、備蓄を実施する。

ウ 新型インフルエンザ発生時の関係機関の調整

新型インフルエンザの発生時における府県等による医療対策、学校の休校等の社会活動制限の整合を図るために、構成自治体の感染拡大防止対策に関する調整の仕組みを検討する。

エ その他

保健所設置自治体同士の相互応援体制の整備、合同訓練、人材育成などの取組を検討・実施する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

	実 施 内 容
22年度以降	新型インフルエンザ感染拡大防止のための広域的な体制の検討、広域備蓄計画の作成、インフルエンザ発生時の調整 等

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費		説明	
現行	0	(各府県実施)	
22年度	62	1 連絡調整会議開催費（3回） 2 その他経費（通信費等）	51 11
23年度	46	1 連絡調整会議開催費（2回） 2 その他経費（通信費等）	34 12
24年度	46	1 連絡調整会議開催費（2回） 2 その他経費（通信費等）	34 12

(7) 事業効果

広域で連携のとれた感染拡大防止対策、社会活動の制限等が可能になる。

7 広域防災に関する検討・実施

(1) 趣旨

関西における広域防災に関する諸課題の解決に向け、早急に取り組むべきテーマから検討を進め、可能なものから順次実施する。

(2) 現状・課題

広域防災に関する諸課題の検討は、自治体単独や常設事務局を持たない機関では規模、継続性の観点から取組が難しい。

また、広域連合の事務の拡充に備え、より幅広い分野の連携方策を検討する必要がある。

(3) 事務の内容

ア 早急に取り組むべき検討テーマ

府県消防学校の研修カリキュラムの共同作成 など

イ 広域防災に関する調査の実施

(7) 順次拡充する事務に関する検討

- ・ 防災に関する人材育成施設の連携（消防学校、防災啓発施設等）
- ・ 救急救命士、D-M A T (Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム) 等の養成
- ・ 防災ヘリの相互応援のあり方

(4) 広域連合が行うべき中長期的課題に関する調査テーマ

- ・ 基幹的広域防災拠点の運用、広域的連携のあり方
- ・ 自然災害以外の緊急事態への対応のあり方

(4) 事業計画

ア 事業実施期間
平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none">連絡調整会議（3回）の開催翌年度研究テーマの選定
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">連絡調整会議（2回）の開催調査研究の実施（3年間で3テーマ）

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費	説 明		
現行	0	(各府県実施)	
22年度	62	1 連絡調整会議開催費（3回） 2 その他経費（通信費等）	51 11
23年度	3,196	1 連絡調整会議開催費（2回） 2 調査研究費（1テーマ） 3 その他経費（通信費等）	34 3,150 12
24年度	3,196	1 連絡調整会議開催費（2回） 2 調査研究費（1テーマ） 3 その他経費（通信費等）	34 3,150 12

(7) 事業効果

- 構成団体が共同して広域連合に調査研究を行わせることにより、各自治体の調査研究内容の重複解消、広域的視点に立った検討の実施が可能となる。
- 広域的課題を取り上げることによる関西全体の安全・安心の向上に資する。

II 広域観光・文化振興

1 「関西観光・文化振興計画」の策定

(1) 趣旨

関西圏内では、各自治体がそれぞれの特長を生かした観光施策を展開しているが、さらに関西を魅力ある観光圏としていくためには、関西が一体となって主体性を持ち、創意工夫に基づく効果的な取組を推進する必要があり、観光・文化振興ビジョン「関西観光・文化振興計画」を策定する。

この計画では、関西が一体となって戦略的に取り組むべき観光施策について、重点分野、事業、目標等を定め、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」（外客旅行容易化法）に基づく外客来訪促進計画と位置づける。

(2) 現状・課題

交通網の発達等により、観光客、特に外国人観光客の動きは広域化、多様化し、広域周遊のニーズは府県の枠を越えた広がりをみせており、関西圏内での周遊や滞在を促進する必要がある。

(3) 事務の内容

ア 計画に盛り込む内容

- (ア) 関西圏域における現状分析及び目標設定等
- (イ) 関西が戦略的に取り組む重点分野、事業の設定
 - ・ 外客来訪促進地域の区域、宿泊拠点地区の区域、外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針等
 - ・ 外客来訪促進地域における観光経路（広域観光ルート）の設定
 - ・ 海外観光プロモーションの実施
 - ・ 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設
 - ・ 「通訳案内士（全国）」の登録等
 - ・ 関西全域を対象とする観光統計調査
 - ・ 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一

イ 計画の作成方法

広域連合設立後、できるだけ早期に計画を策定する。なお、必要があれば関係団体や外部有識者等の意見を聴取する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実施内容	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> 「関西観光・文化振興計画」の策定（意見調整等を含む） 外客来訪促進計画の根拠である「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」等関係法令の改正に向けた要望活動（現行法令上の策定主体は都道府県又は都道府県の合同）
23年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況フォローアップ等

(5) 府県事務との関係

府県で行っているものを広域連合に集約化し、新たに実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費		説明	
現行	0	(各府県実施)	
22年度	1,538	1 外部委員意見聴取実施費（4回） <ul style="list-style-type: none"> 委員（7人）謝金・旅費 644 会議室借上費 120 2 計画印刷費 3 その他経費（旅費、通信費等）	764 200 574
23年度	3,563	1 外部委員意見聴取実施費（1回） <ul style="list-style-type: none"> 委員（7人）謝金・旅費 161 会議室借上費 30 2 計画印刷費（見直し） 3 臨時雇賃金 4 その他経費（旅費、通信費等）	191 100 2,800 472
24年度	3,563	1 外部委員意見聴取実施費（1回） <ul style="list-style-type: none"> 委員（7人）謝金・旅費 161 会議室借上費 30 2 計画印刷費（見直し） 3 臨時雇賃金 4 その他経費（旅費、通信費等）	191 100 2,800 472

(7) 事業効果

- 府県を越えた計画の策定により、各地域の特徴を生かしながらも、関西全体としての魅力や観光客の受入能力の向上が可能となる。
- 旅行者が関西をひとつの観光エリアとして周遊することができ、「関西」ブランドの浸透が可能となる。
- 関西各地を広域に周遊し、関西圏内で滞在する旅行者の増加により、経済波及効果が期待できる。

2 広域観光ルートの設定

(1) 趣旨

外国人観光客をさらに関西に呼び込むためには、各府県・政令市の利害を越えた戦略的な取組により、エリア全体の魅力の向上を図ることが不可欠である。このため、関西をひとつのマーケットとして、日本にとって最良のインバウンド市場である東アジアや関西の伝統文化に関心の強い欧米をメインターゲットに、関西の魅力ある観光資源を有機的につなぐ観光ルートを設定し、関西広域機構とも連携して情報発信を行い、誘客を図る。

(2) 現状・課題

JNTO訪日外客実態調査によると、2006年度に訪日外国人観光客の最も多く訪れた都道府県として、主要6カ国・地域別において、東京都がすべて1位であった。関西においては、大阪府が、中国、台湾、韓国について、京都府がアメリカ、イギリスについて2位となっているものの、1位の東京都に遠く及ばない状況である。

また、平均滞在日数は、前年比0.7日少ない6.5日（アジアからは平均4～5日、欧米からは平均1週間前後）となっており、滞在中に平均して2つ以上の都道府県を訪問することが一般的となっている（JNTO国際観光白書2008）。

これらのことから、関西をひとつのマーケットとした、広域観光ルートの設定が誘客に一定の効果をもたらすと考えられる。

(3) 事務の内容

- ア 観光資源の基礎データの収集整理（光の当たらなかつた好素材の発掘）
- イ テーマ別、対象別等ごとにルート設定
- ウ 外客来訪促進計画としての「関西観光・文化振興計画」への反映
- エ ホームページ等による情報発信

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none">・ 観光資源の基礎データの収集・ テーマ別、対象別等ごとのルート設定・ ホームページ等による情報発信準備
23年度以降	ホームページ等による情報発信

(5) 府県事務との関係

府県で行っているものを広域連合に集約化する。

(6) 所要経費 (千円)

	所要経費	説明	
現行	0	(各府県実施)	
22年度	433	1 調整会議開催費（会議室借上費：5回） 2 その他経費（旅費、通信費等）	150 283
23年度	433	1 調整会議開催費（会議室借上費：5回） 2 その他経費（旅費、通信費等）	150 283
24年度	433	1 調整会議開催費（会議室借上費：5回） 2 その他経費（旅費、通信費等）	150 283

(7) 事業効果

各地域の魅力を最大限生かした、総花的ではない魅力ある広域観光ルートを設定することにより、外国人観光客をさらに関西に呼び込むことができる。

3 海外観光プロモーションの実施

(1) 趣旨

「関西」をさらに魅力ある観光圏としてアピールするため、各府県・政令市、関西広域機構や経済団体と密接に連携を図りながら、広域連合長自らがトップセールスを行うなど海外観光プロモーションを行う。

(2) 現状・課題

各府県・政令市では、各々の観光振興施策等に基づき、それぞれの地域の個性を生かしながら、必要な枠組み連携又は単独で、トッププロモーション等を行うとともに、関西広域機構においては、官民連携の下で、海外へ発信する関西のイメージ形成や新規市場の開拓等に率先して取り組んでいる。

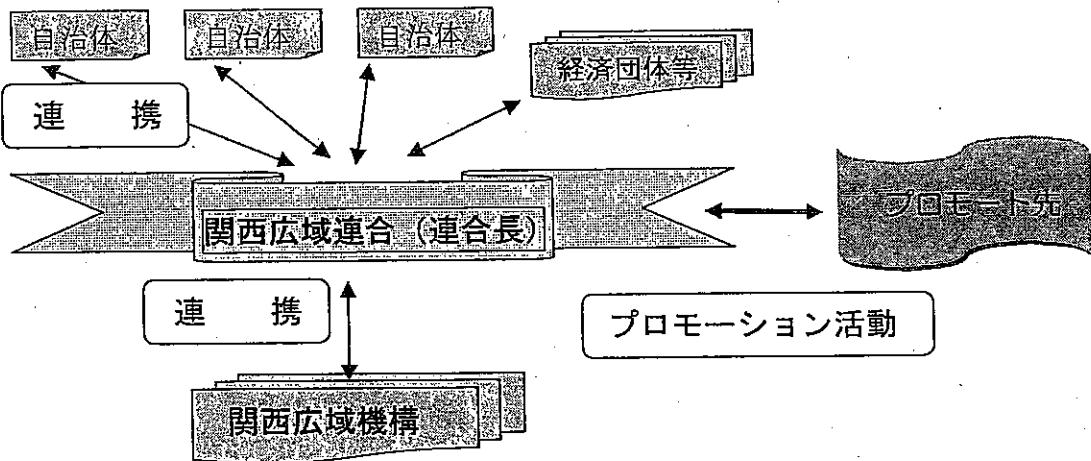
しかしながら、「関西」をひとつのエリアとして捉え、主体的に情報発信する主体が欠けている状況にあり、これらの取組の成果を生かしながら、個性豊かな観光地の集合体である「関西」を力強く発信する必要がある。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

- (ア) 広域連合長によるトップセールス・観光セミナー等の実施
- (イ) 誘客増に資する戦略性のある「関西」イメージの形成
- (ウ) ホームページ等による関西の観光資源の魅力の情報発信

イ 事務フローイメージ



(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

	実施内容
22年度以降	プロモーション活動の企画・立案及び実施

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費	説明	
現行	0	(各府県実施)
22年度	4,636	1 観光プロモーション実施費（1回） [セミナー開催委託費 3,000 連合長等旅費 1,000] 2 その他経費（旅費、通信費等） 636
23年度	4,636	1 観光プロモーション実施費（1回） [セミナー開催委託費 3,000 連合長等旅費 1,000] 2 その他経費（旅費、通信費等） 636
24年度	4,636	1 観光プロモーション実施費（1回） [セミナー開催委託費 3,000 連合長等旅費 1,000] 2 その他経費（旅費、通信費等） 636

(7) 事業効果

「関西」をひとつのエリアとして、広域連合のトップ自らがプロモーション活動を行うことにより、「関西全体」の魅力を強力に海外にアピールすることができる。

4 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設

(1) 趣旨

訪日外国人観光客の視点に立ち、訪日外国人旅行者及び資格取得者の利便性向上を図るため、必要な法の改正や弾力的運用を国に求め、府県を越えた関西地区全般の案内が行える「関西地域限定通訳案内士（仮称）」を創設する。

(2) 現状・課題

「地域限定通訳案内士」制度は、訪日外国人観光客に、その地域の魅力や特徴等を的確に伝え、より良く理解してもらう重要な役割を担っているが、現行法上は、都道府県単位又は都道府県の合同実施となっている。

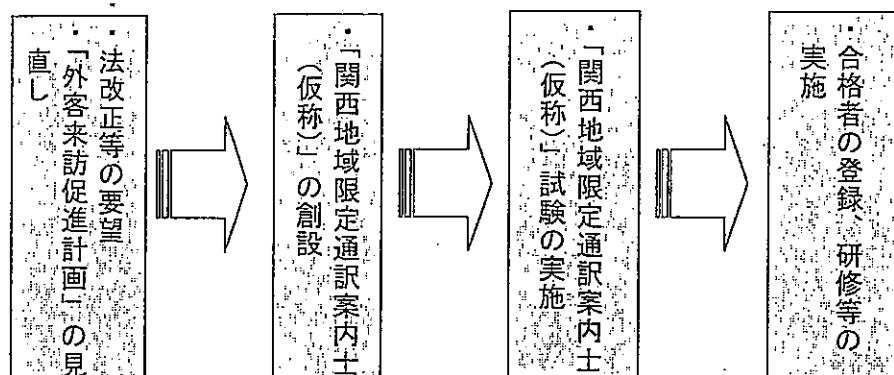
各府県が独自に地域限定通訳案内士を導入した場合、府県を越える案内を行うには、複数府県の地域通訳案内士の試験に合格し、各府県において登録する必要があるなど、過大な負担を強いることとなる。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

- (ア) 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設に必要な法改正又は特区制度適用の要望
- (イ) 外客来訪促進計画としての「関西観光・文化振興計画」の策定
 - (ウ) 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」試験に係る指定テキストの作成
 - (エ) 策定後の計画に基づく「関西地域限定通訳案内士（仮称）」試験の実施
 - (オ) 合格者に対する登録証の交付
 - (カ) 合格者の登録、研修等の実施

イ 事務フローイメージ



(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実施内容	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> 国等の機関へ本制度創設に係る協議・要望等の実施（外客来訪促進計画に係る協議・要望と併せて実施） 試験実施に向けたJ N T Oとの調整
23年度	<ul style="list-style-type: none"> 制度の基本設計・実施に向けた準備 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」試験に係る指定テキストの作成準備
24年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 試験問題の作成 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」試験に係る指定テキストの編集 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」試験の実施 合格者に対する登録証の交付、変更等の実施 登録者のデータ管理及びホームページによる情報発信

(5) 府県事務との関係

府県で行っているものを広域連合に集約化する（現行制度上の事務は、現在、圏域内では実施されていない。）

(6) 所要経費

(千円)

所要経費	説明	
現行	0 (各府県実施)	
22年度	412 制度設計調整費（旅費、通信費等）	412
23年度	3,210 <ul style="list-style-type: none"> 1 試験指定テキスト作成費 <ul style="list-style-type: none"> 委員（7人）謝金・旅費 1,932 会議室借上費 360 2 データベース作成等委託費 500 3 その他経費（旅費、通信費等） 418 	2,292
24年度	8,648 <ul style="list-style-type: none"> 1 試験実施費 <ul style="list-style-type: none"> 委員（7人）謝金・旅費 1,932 会議室借上費 360 試験会場借上費 500 試験作成委託費 2,400 受験票、登録票等郵送費 218 印刷費 309 2 データベース作成・P R等委託費 2,500 3 その他経費（旅費、通信費等） 429 	5,719

(7) 事業効果

- 関西国際空港を起点とした関西周遊など、府県を越えた関西全域における広域的な対応が可能となる（対訪日旅行者）。
- 各府県で個別に実施する場合に比べ、試験（作成・実施）、登録等の一本化が可能

となる（対自治体、受験者）。

- ・ 広域連合が実施できる制度の創設に向けて法改正を国に求めるこことにより、関西発の地方分権の取組としてアピールできる（対住民、自治体）。

5 「通訳案内士」（全国）の登録等

(1) 趣旨

広域連合で新たに導入することとしている「関西地域限定通訳案内士（仮称）」と合わせ、通訳案内士（全国）についても各府県で個別に管理するのではなく、広域連合が一元的に管理することにより、効率的な登録事務及び運用を実施する。

(2) 現状・課題

現在、通訳案内士（地域限定通訳案内士を含む）の登録者数は、全国で約13,500人（2009年4月1日現在 観光庁公表分）となっており、国の観光立国推進基本計画では、2011年までに概ね5割増やし15,000人とする目標を掲げている。関西における現在の登録者数は3,094人（2009年4月1日現在 観光庁公表分）となっており、その登録事務は各府県において行っている。

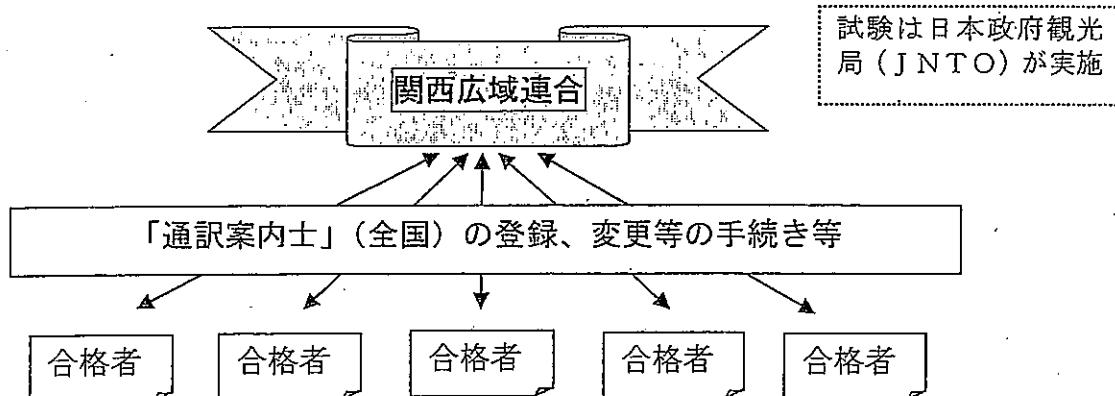
今後、増加が見込まれる通訳案内士（全国）と広域連合で創設する「関西地域限定通訳案内士（仮称）」を一元的に管理することが制度活用等の観点から効率的である。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

- (ア) 通訳案内士（全国）の登録に関する業務（登録・変更等）
- (イ) ホームページなどでの登録言語別等の通訳案内士（全国）の情報発信

イ 事務フローイメージ



※ 登録申請時に面談による本人確認が必要であることと、現在は各府県で申請手続きがされていることから、住民サービスを維持するため、申請書の受付・本人確認は広域連合から各府県に事務委託し、書類審査、登録証の交付（郵送）、変更、抹消等は郵送又は電子申請により広域連合で処理する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22～23年度	<ul style="list-style-type: none">データベースのフォーマット検討「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設に合わせた、当該事務の移管及び事務委託の実施に向けた準備「関西地域限定通訳案内士（仮称）」と合わせた、ホームページ等による情報発信の実施に向けた準備
24年度以降	<ul style="list-style-type: none">「関西地域限定通訳案内士（仮称）」と合わせ、登録等の事務と申請書受付に関する事務委託を実施「関西地域限定通訳案内士（仮称）」と合わせ、ホームページ等による情報発信を実施

(5) 府県事務との関係

府県で行っているものを広域連合に集約化する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費	説 明	
現行	450 (各府県実施)	
22年度	92 事務移管・情報発信準備事務費	92
23年度	92 事務移管・情報発信準備事務費	92
24年度	358 1 受付事務府県委託料 2 その他経費（旅費、通信費等）	200 158

(7) 事業効果

- 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」との一体的な管理により、スケールメリットを活かした情報発信や、関西広域機構との連携等による効果的な通訳案内士の活用が可能となる（対通訳案内士、利用者）。
- 本人との面談を要しない登録証の交付、変更申請、抹消、登録者の管理等の一元管理が可能となる（広域連合に移管後もこれまでと同様、各府県において申請書の受付を実施することにより申請者の利便性を維持）。

6 関西全域を対象とする観光統計調査

(1) 趣旨

関西の観光地をさらに魅力あるものにするためには、関西圏内における地域間比較、傾向分析等に基づく効果的な施策の立案・実施が必要である。そのため、現在実施できていない統一的な基準・手法による観光統計調査を実施する。

(2) 現状・課題

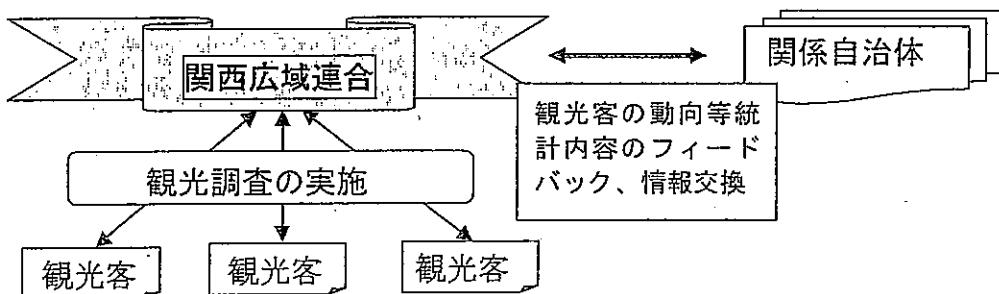
観光統計調査は、各府県・政令市が独自に実施、また国においても統一基準に向けた検討が進められているが、現時点では実施にいたっていないため、関西全域の観光動向を的確に把握することができない状況にある。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

- (ア) 各自治体が実施している観光統計方法の分析、把握
- (イ) 国の試験調査の結果分析及び検証
- (ウ) 関西全体の観光を把握できる観光統計手法の開発
- (エ) 統一された観光統計手法にもとづく観光調査の実施
- (オ) 観光統計の分析、関係自治体へフィードバック

イ 事務フローイメージ



(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

	実施内容
22年度	<ul style="list-style-type: none">・ 現状各自治体が実施している観光統計方法の分析、把握・ 国の試験調査の結果分析及び検証・ 関西全体の観光を把握できる観光統計手法の開発
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ 国の調査に合わせた観光統計調査の試験実施・ 観光統計の試験実施結果の分析、関係自治体へフィードバック・ 試験実施結果に基づく観光統計手法の見直しの実施

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費	説明	
現行	0 (各府県実施)	
22年度	2,494 1 観光統計調査手法開発委託料 2 その他経費（旅費、通信費等）	2,000 494
23年度	2,083 1 観光統計調査手法見直し委託料 2 その他経費（旅費、通信費等）	2,000 83
24年度	2,083 1 観光統計調査手法見直し委託料 2 その他経費（旅費、通信費等）	2,000 83

(7) 事業効果

統一された統計手法による信頼性の高いデータ収集が可能となり、地域間比較や傾向分析等が実施できるとともに、戦略的・効果的な施策立案を行うことができる。

7 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一

(1) 趣旨

各自治体等が独自に整備している観光案内表示について、訪日外国人観光客等の広域観光の利便性の向上のため、関西全域における基準の統一を目指す。

(2) 現状・課題

関西は、府県を越えて世界遺産をはじめ多様な歴史・文化遺産、豊かな自然環境等を擁しているものの、観光案内表示については各自治体等が独自に整備しており、共通性、統一性がない。訪日外国人観光客等の広域観光の利便性の向上のため、関西全域における基準の統一が必要となっている。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

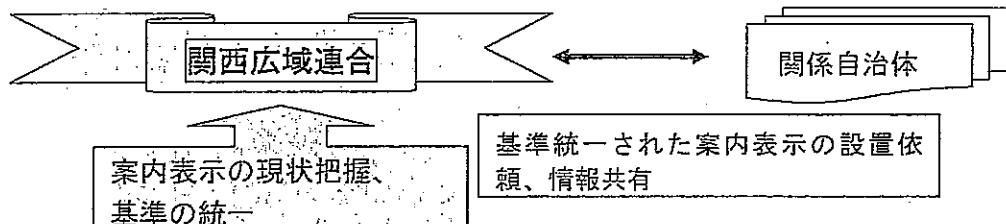
(ア) 各自治体等が行っている観光案内表示の情報収集、分析、把握

(イ) 関西全域の観光の利便性向上につながる観光案内表示の統一基準及び整備指針の策定・周知

(ウ) 統一された観光案内表示の導入促進

(エ) 統一基準・整備指針に基づき整備された案内表示のデータベース作成

イ 事務フローイメージ



(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	現状において各自治体等が行っている観光案内表示の情報収集、分析、把握
23年度	関西全体の観光の利便性向上につながる観光案内表示の統一基準及び整備に関する指針の策定・周知
24年度以降	統一基準・整備指針に基づく整備状況のデータベースの作成及び情報発信

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費		説 明	
現行	0	(各府県実施)	
22年度	2,404	1 現況調査委託費 2 調整会議開催費（会議室借上費：10回） 3 その他経費（旅費、通信費等）	2,000 300 104
23年度	2,383	1 データベース作成等 2 調整会議開催費（会議室借上費：10回） 3 その他経費（旅費、通信費等）	2,000 300 83
24年度	83	整備状況データベース・情報発信事務費	83

(7) 事業効果

- ・ 広域連合がガイドライン等を発出することにより、効果的に周知徹底が図れるとともに、民間団体等も含めた統一的整備を促進できる。
- ・ 関西一円の観光案内表示を統一することにより、外国人観光客等の広域観光の利便性が向上するとともに、「関西」ブランドの浸透が可能となる。
- ・ 広域連合において将来的には「関西広域における国道の一体的な計画、整備、管理」を目指しており、これらの道路も含め、道路標示等の整合性を図ることも容易となる。

III 広域産業振興

1 「関西産業ビジョン」の策定

(1) 趣旨

関西のもつ産業集積・インフラ、人材等のポテンシャルを生かして、関西全体の活性化と国際競争力を強化してくため、「自分たちのことは自分たちで決める」という理念のもと、将来像や戦略をビジョンとして取りまとめて発信する。

(2) 現状・課題

地域間競争、国際競争に晒されている今日、関西全体としての戦略的・重点的な取組が必要であり、目指すべき姿を描き、それらに沿って、取り組むべき方向性を具体化していくことが必要である。

(3) 事務の内容

ア 計画に盛り込む内容

(ア) 関西の産業集積、各府県間の産業連携、主要産業の圏域全体への波及効果、経済インフラの特色等の分析

(イ) 関西産業の目指すべき姿（育成していくべき基幹産業の提示等）

(ウ) 産業活性化のための取組の基本方針（方向性）

(エ) 産業クラスター連携戦略の構築

各産業クラスターの主要研究施設等の関西全域での利活用方策

(オ) プロジェクトの提示

広域連合が実施又は府県連携して取り組むべきもの（広域連合が連絡調整すべきものを提示）

イ 計画の作成方法

ビジョン策定委員会（学識経験者等で構成）を設置し、意見聴取を行いつつ内容を確定していく。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22~23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン検討組織（委員会）の人選・立ち上げ ・ 現況調査・分析など ・ ビジョン検討組織（委員会）審議 ・ 素案の作成、意見聴取、確定手続き
24年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョンに示されたプロジェクトに基づき事業展開 ・ 進捗状況把握

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費		説 明	
現行	0	(各府県実施)	
22年度	2,604	1 ビジョン検討委員会開催（3回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員（7人）謝金・旅費 588 ・ 会議室借上費 90 ・ 会議資料費 20 2 基礎調査・研究 1,500 3 その他経費（旅費、消耗品費、通信費等） 406	698
23年度	3,812	1 ビジョン検討委員会開催（3回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員（7人）謝金・旅費 588 ・ 会議室借上費 90 ・ 会議資料費 20 2 基礎調査・研究 1,500 3 その他経費（非常勤職員賃金、旅費、消耗品費、通信費等） 1,614	698
24年度	440	1 ビジョン検討委員会開催（1回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員（7人）謝金・旅費 196 ・ 会議室借上費 30 2 その他経費（旅費、消耗品費、通信費等） 214	226

(7) 事業効果

- ・ 国や地方支分部局主導ではなく、地域主導で「産業のあり方」を考え・策定することで地域主権を発信できる。
- ・ 国の権限の移譲も含めて広域連合の産業分野の取り組みのロードマップとなる。

2 関西における産業クラスターの連携

(1) 趣旨

関西各地には、大学、世界有数の研究機関や、さまざまな業種・分野の企業、産業支援機関等が地理的に集積した、いわゆる“産業クラスター”が形成されている。

関西活性化のためには、各産業クラスターの特色を生かしながら、関西全体を視野に入れて、従来の産学官連携のネットワークの拡大や異業種分野連携、各地域の得意分野・人材・技術の相互補完につなげるなど、シナジー効果を発揮する。

(2) 現状・課題

各産業クラスターは、各府県が主導して、その形成を促進している。そのため、産業クラスター間を有効に連携させるためには、自治体共同体制が望ましい。

(3) 事務の内容

ア 国の競争的資金を活用した研究開発事業の企画・調整

シナジー効果発揮のため、国の競争的資金等を活用して、産業クラスター連携による研究開発事業の実施を企画・調整

イ 産業クラスター間の情報交換

(4) 事業実施方法

- ・ 広域産業クラスター連携構築の検討・実施にあたっては、府県だけでなく、産業界、また各産業クラスターの中核機関・支援機関等の参画が不可欠であり、これらの参画を得て、検討組織を設立する。
- ・ 産業クラスター連携による産学官連携プログラムについて、具体的案件を調整し、順次、国等の競争的資金を活用した実施を目指す。

(5) 事業計画

ア 事業実施期間

平成23年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	※「関西産業ビジョン」の策定を参照
23年度	<ul style="list-style-type: none">・ 国の競争的資金の活用にむけた企画・調整・ 広域産業クラスター情報発信等
24年度以降	同上⇒順次拡充

(6) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(7) 所要経費

(千円)

	所要経費	説明	
現行	0	(各府県実施)	
23年度	214	1 その他経費（旅費、消耗品費、通信費等）	214
24年度	214	1 その他経費（旅費、消耗品費、通信費等）	214

(8) 事業効果

既存の産業クラスターの集積を活かし、企業集積や研究開発等を促進することにより、関西の活性化につながる。

3 公設試験研究機関の連携

(1) 趣旨

関西の公設試験研究機関（公設試）の連携促進を図るため、①技術支援情報の集約、②技術シーズやライセンス情報の共有、③設備の共同利用（調達）、④人材交流を行う（当初は工業系公設試験研究機関からスタート）。

(2) 現状・課題

所在地府県市間を越えた広域的な公設試の連携は久しく唱えられており、実施されているが、機器や施設の相互利用、人材交流では十分な連携成果が実現できていない。

また、情報提供等についても継続的に更新されていないことから、これらの連携促進を継続的・機動的に行う必要がある。

(3) 事務の内容

ア 公設試保有の技術シーズやライセンス情報の共有

公設試が持つ技術シーズやライセンスを中小企業に対して積極的に移転させるため、事業所に提供することにより、休眠技術やライセンスの活用を図る。

イ 事業者向けに統一した情報提供サービスの実施

各公設試保有の設備・機器データ、支援メニューをとりまとめ、事業者へ広く情報提供する（設置機器一覧の提供や技術支援分野マップの作成等）。

ウ 国の資金を活用した設備の共同調達（利用）等

国の資金を活用した設備の共同調達（利用）を検討する。また、それぞれの公設試が持つ設備の有効活用を図るために、公設試間で比較的高額、設置する機関の少ない特殊な装置等を中心に設備の共同利用を進める。今後、各公設試の強みを生かした重点投資を行うために、関西全体での効率的な設備更新のあり方を検討する。

エ 人材交流等

公設試間での人事交流、長期研修、又は依頼出張など人材交流制度を設ける。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

	実 施 内 容
22年度	<p>事務の内容のア、イ、エ</p> <p>近畿地域イノベーション創出協議会事業の承継を目指し、調整を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿管内の工業系の公設研究機関、大学など18機関で構成する「近畿地域イノベーション創出協議会」が実施する事業（各研究機関の設備機器のデータベース構築や人材の相互活用、企業が抱える技術課題の相談や情報提供サービス）を継承するため、同協議会との協議調整を行う。 <p>事務の内容のウ</p> <p>公設試間の設備の共同利用に向けた検討、公設試間の設備更新計画の情報交換や更新のあり方の検討</p>
23年度以降	<p>事務の内容のア、イ、エ</p> <p>イノベ協議会の機能・システム等を継承して連合で実施</p> <p>事務の内容のウ</p> <ul style="list-style-type: none"> 公設試間の設備の共同利用の実施 関西全体の観点から検討を行った設備更新計画を踏まえ、各公設試で主体的に実施

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

	所要経費	説 明	
現行	0	(各府県実施)	
22年度	258	1 関西公設試験研究機関連絡会議（仮称） [会議資料費 55] 2 その他経費（旅費、通信費等） 203	55 203
23年度	3,774	1 関西公設試験研究機関連絡会議（仮称） [会議資料費 60] 2 公設試験研究機関データベース [システム開発費 2,000] [データ入力経費 1,500] 3 その他経費（旅費、通信費等）	60 3,500 214

24年度	3,774	1 関西公設試験研究機関連絡会議（仮称） 〔・ 会議資料費 60 〕 2 公設試験研究機関データベース 〔・ システム管理費（機器費含む） 2,000 〕 〔・ データ入力経費 1,500 〕 3 その他経費（旅費、通信費等）	60 3,500 214
------	-------	--	--------------------

(7) 事業効果

- ・ 事業者の「どの公設試がどの分野で強みをもっているか」のニーズに応え、必要かつ最適な支援サービスを受けることのできる公設試へのアクセスが容易となる。
- ・ 府県間での重点投資による強み部分の増強と各自治体の公設試が直面する予算・人員等の厳しい状況の下、経費節約となる。
- ・ 技術シーズやライセンスは主として府県内事業所に開示することを前提としているものを、関西広域へ拡大。事業者への技術力向上と新事業展開の便益拡大、休眠技術やライセンス活用促進と各公設試の增收が可能となる。
- ・ 人材育成による技術レベルの向上と府県間コーディネイター役の育成とネットワークが構築される。

4 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施

(1) 趣旨

各府県において、地場産品や、地域資源を活用した新商品・サービス等のプロモーション、ビジネスマッチングのための商談会を企画・実施しているが、広域的取り組みによるビジネスチャンス・販路開拓拡大と、事務の効率化を図るため、合同によるプロモーション・ビジネスマッチングを行う。

また、広域地域資源の組み合わせによる新商品・サービス等の開発を行う。

(2) 現状・課題

商品・サービス、商談会等の企画・調整・実施を各自治体が独自に実施している。

(3) 事務の内容

ア 首都圏等他の都市圏をターゲットとした地域産品等の共同プロモーションの実施
各府県が出展している見本市において広域連合が統一出展する（例：中小企業総合展、全国伝統工芸品産業展等）。

イ ビジネスマッチング商談会の広域実施

中小企業が持つ高度な技術や製品等との大企業とのマッチングを行い、新たな取引や技術提携等を促進してイノベーションの創造と販路開拓を支援する。

ウ 広域地域資源の組み合わせによる新商品・サービス等の開発・アピール
関西ブランド（產品）の構築などを行う。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	・ プロモーション・商談会等の企画
23年度以降	・ 具体的プロモーション・商談会等の準備・調整、試行実施 ・ 関西ブランド等の企画

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費	説 明	
現行	0 (各府県実施)	
22年度	438 1 調整会議 〔・ 会議資料費 55] 2 その他経費 (旅費、通信費等) 383	55
23年度	13,914 1 調整会議 〔・ 会議資料費 60] 2 合同プロモーション開催費 6,000 3 合同商談会開催費 6,000 4 その他経費 (非常勤職員賃金、旅費、通信費等) 1,854	60
24年度	13,914 1 調整会議 〔・ 会議資料費 60] 2 合同プロモーション開催費 6,000 3 合同商談会開催費 6,000 4 その他経費 (非常勤職員賃金、旅費、通信費等) 1,854	60

(7) 事業効果

- ・ プロモーションを広域的に実施することで効率化が図られる。
- ・ ビジネスマッチング等を広域的に実施することにより、各府県企業の販路・ビジネスチャンスが拡大する。
- ・ 商品・サービスによっては、関西ブランドとして構築し、売り込みも可能となるほか、既存の各地域ブランドとの相互補完が期待される。

5 新商品調達認定制度によるベンチャー支援

(1) 趣旨

平成16年の地方自治法改正で、認定を受けた者が生産する「新商品」は、自治体が購入する場合、通常の競争入札制度によらない随意契約により調達することが可能となった。これ以降、ベンチャー企業支援の取組の一つとして、各自治体で新商品購入の取組が行われている。

広域連合が本制度を活用して各府県の随意契約の機会等を拡大することにより、中小企業者の新事業創出支援を行うとともに、府県事務の効率化を図る。

(2) 現状・課題

随意契約の実施主体は地方公共団体であり、各自治体が独自に実施している。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

中小企業者の新事業創出等を支援するため、広域連合が「新商品」を認定し、各府県が随意契約により調達する。

イ 実施方法

広域連合が認定をするためには、自治法施行令改正等が必要であり、以下の3案の対応が考えられる（いずれの場合であっても広域連合がPRを行う。）。

A案	B案	C案
<ul style="list-style-type: none">○ 施行令改正要望 事務を府県から切り出して広域連合に集約する場合 ⇒特別地方公共団体の長（広域連合長）が認定できるようにし、かつ、広域連合長の認定をもって、構成普通公共団体が随意契約により買い入れできるようとする。 ↓ ○ 政令改正実現 ↓ ○ 広域連合での認定（各府県制度の廃止）<ul style="list-style-type: none">・ 広域連合で認定・ 構成各府県が任意に随意契約で購入	<ul style="list-style-type: none">○ 施行令改正要望 広域連合が認定することとし、府県認定も残す場合 ⇒特別地方公共団体の長が認定できるようする。 ↓ ○ 政令改正実現 ↓ ○ 広域連合での認定 構成各府県は、認定対象に「広域連合での認定者」を加え、また施行規則により認定手続きを簡略化して認定・購入	<ul style="list-style-type: none">○ 施行令改正までの間又は改正が困難である場合<ul style="list-style-type: none">・ 広域連合構成府県間で協定を締結・ 他府県の認定企業も、認定対象とする・ 自治法施行規則により認定手続きを簡略化して認定・購入

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令改正要望（事務実施方法3のA案・B案） ・ 施行令の改正が実現するまではC案による制度実施の調整
23年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令改正要望等 ・ C案の「協定」による事業実施

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する（認定商品の随意契約による調達は各府県で実施。）。

(6) 所要経費

(千円)

		所要経費	説 明	
現行	0	(各府県実施)		
22年度	378	1 その他経費（旅費、消耗品費、通信費等）	378	
23年度	1,394	1 広報用リーフレット印刷（20,000部） 2 その他経費（旅費、消耗品費、通信費等）	1,000 394	
24年度	1,394	1 広報用リーフレット印刷（20,000部） 2 その他経費（旅費、消耗品費、通信費等）	1,000 394	

(7) 事業効果

- ・ 新商品随意契約のための認定（お墨付き）を広域連合として行うことで、随意契約の可能性が構成府県間へ広がり、販路拡大に資する。
- ・ 広域連合による格付け効果、商品のPR効果が従来の府県内から広域連合構成府県へ拡大する。

IV 広域医療連携

1 「関西広域救急医療連携計画」の策定

(1) 趣旨

関西の府県域を越えた広域救急医療連携(ドクターへリ等による広域救急医療連携)のさらなる充実に向け、「関西広域救急医療連携計画」を策定する。

(2) 現状・課題

救急医療では、救急搬送要請の増加とともに、心筋梗塞や脳卒中等の急病患者が増加するなど、救急患者の量と質が変化している。また、救急患者の受入病院の確保に時間を要するといった課題も生じており、救急搬送や救急医療体制の見直し・再構築が求められている。

(具体的な課題)

ドクターへリについては、重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図ることが可能であり、「救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）」を用いた救急医療の確保に関する特別措置法において、府県の区域を越えた連携及び協力体制の整備が求められている。

(3) 事務の内容

ア 計画に盛り込む内容

(ア) 広域救急医療の現状と課題

(イ) 需要予測調査に基づくドクターへリの最適配置・運航

- 当面の配置及び運航
- 将来的な配置及び運航のあり方
- 運航に係る経費負担等

(ウ) 計画の対象とするドクターへリの運航に関する事項

広域連合事務と府県事務の区分（広域連合が行う事務の明確化）

(エ) 災害時のドクターへリの運航のあり方

災害時の医療体制の充実に資する運航ルール等

(オ) 調査研究に関する事項（例示）

- 広域救急医療体制充実の仕組みづくりの検討
- 医師、看護師等の人材育成及び確保に係る調査研究
- 運航経費の負担軽減等に係る調査研究
- ドクターへリの運航と連動して実施を検討すべき救急医療対策に係る調査研究（救急医療情報システムの運用改善等）
- その他ドクターへリの運航について広域連合が中長期的に担うべき役割や課題に関する調査研究

イ 計画の作成方法

学識者を交えた計画策定会議において審議のうえ作成する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	・ 計画策定会議の開催 ・ 計画の策定
23年度以降	計画のフォローアップ

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費	説 明	
現行	0	
22年度	2,741 1 計画策定会議開催（3回） └ 委員（5人）謝金・旅費 345 └ 会議室借上費 90 2 調査研究委託費 3 その他経費（旅費、通信費等）	435 1,500 806
23年度	3,642 1 臨時雇賃金 2 その他経費（旅費、通信費等）	2,800 842
24年度	3,642 1 臨時雇賃金 2 その他経費（旅費、通信費等）	2,800 842

(7) 事業効果

- 府県域を越えたドクターへリの広域的な配置・運航等の計画を策定することにより、広域的な救急医療連携の仕組みが具体化される。
- 関西全体でドクターへリの運航が実現されること等により、救急医療の地域格差の縮小や複数機のドクターへリが補完し合う相互応援体制の構築が図られ、住民の安心感が高まるとともに、重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減が図られる。
- 関西全体で効果的・効率的なドクターへリの配置・運航を行うことにより、府県単独配置に比して、運航経費の軽減が図られるとともに、将来的には事務の集約化による人件費削減が期待される。

2 広域的なドクターへリの配置・運航

(1) 趣旨

関西全体におけるドクターへリの効果的・効率的な配置・運航などを行う。

(2) 現状・課題

ドクターへリは、現在関西の一部府県で導入されているが、未導入地域も多く残つており、広域救急医療連携の更なる充実が求められている。

また、関西の各府県がそれぞれ独自にドクターへリの配置・運航等を行うことによつて生じる運航範囲・費用負担の重複等の非効率をなくし、責任ある主体が関西エリアにおいて最も効果的・効率的なドクターへリの配置・運航等を行うことが必要である。

(3) 事務の内容

ア 3府県（京都府・兵庫県・鳥取県）におけるドクターへリの運航（22年度～）

イ 広域的なドクターへリの配置・運航

(ア) 需要予測調査に基づく関西全体でのドクターへリの最適配置・運航の検討

(イ) (ア)に基づく既運航府県ドクターへリの関西広域連合への移管（早期の移管調整を行い、設立から概ね3年以内の運航を目指す。）

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

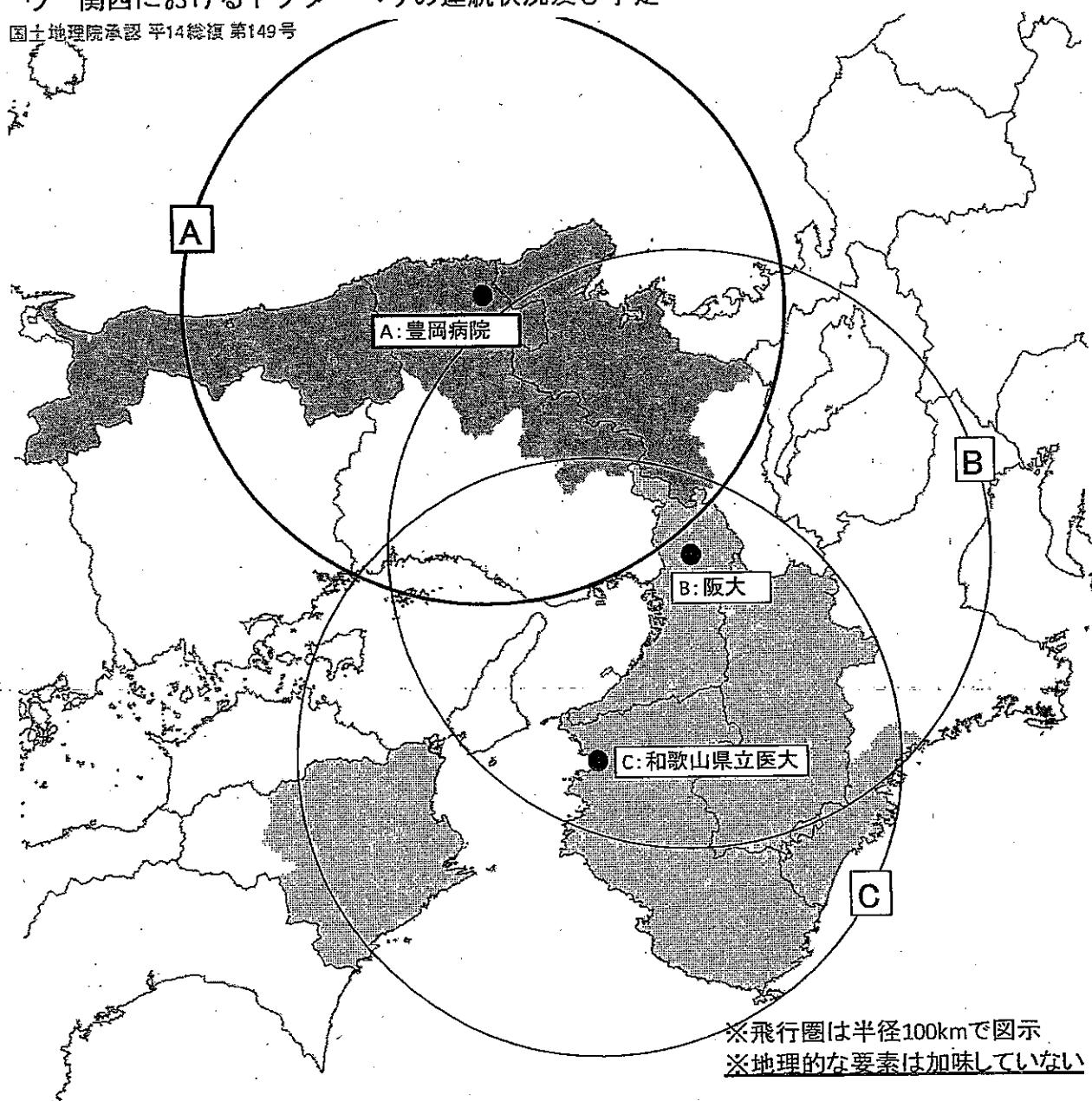
平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none">・ 3府県におけるドクターへリの運航・ 需要予測調査に基づく広域的なドクターへリの最適配置・運航の検討・ 既運航府県ドクターへリの関西広域連合への移管調整
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ 3府県におけるドクターへリの運航・ 既運航府県ドクターへリの関西広域連合への移管調整（調整終了後、移管・運航）

ウ 関西におけるドクターヘリの運航状況及び予定

国土地理院承認 平14総復 第149号



(H22年度中の移管予定)

	基地病院	運航範囲(■)
A	3府県(京都府・兵庫県・鳥取県)ヘリ	公立豊岡病院 兵庫県但馬・丹波地域、京都府丹後・中丹・南丹地域、鳥取県

(関西広域連合への移管調整)

	基地病院	運航範囲(■)
B	大阪府ヘリ	阪大病院 大阪府、H21年度～奈良県北部・中部、和歌山県北部
C	和歌山県ヘリ	和歌山県立医大病院 和歌山県、奈良県南部、三重県南部、H21年度～大阪府、徳島県東部

(5) 府県事務との関係

運航については府県で行っているものを広域連合に集約化し、配置については新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

	所要経費	説明	
現行	0		
22年度	1,040	1 調整会議（2回） 2 その他経費（旅費、通信費等）	60 980
23年度	834	1 調整会議（2回） 2 その他経費（旅費、通信費等）	60 774
24年度	834	1 調整会議（2回） 2 その他経費（旅費、通信費等）	60 774

※ドクターへリ運航経費（1機あたり約2億円）が別途必要

(7) 事業効果

- ・ 関西全体でドクターへリの運航が実現されること等により、救急医療の地域格差の縮小や複数機のドクターへリが補完し合う相互応援体制の構築が図られ、住民の安心感が高まるとともに、重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減が図られる。
- ・ 関西全体で効果的・効率的なドクターへリの配置・運航を行うことにより、府県単独配置に比して、運航経費の軽減が図られるとともに、将来的には事務の集約化による人件費削減が期待される。

3 広域救急医療体制充実の仕組みづくり

(1) 趣旨

救急患者に対する迅速な医療の提供に向けた広域連携のあり方を検討する。

(2) 現状・課題

救急医療では、救急搬送要請の増加とともに、心筋梗塞や脳卒中等の急病患者が増加するなど、救急患者の量と質が変化している。また、救急患者の受入病院の確保に時間を要するといった課題が生じており、救急搬送や救急医療体制の見直し・再構築が求められており、周産期医療等においては、近畿ブロック周産期医療広域連携実施要綱に基づき、広域救急医療体制の構築が図られている。

(3) 事務の内容

「関西広域救急医療連携計画」策定の中で、学識者の意見を聴取しながら、広域救急医療体制を充実する仕組みづくりに向けた検討を行う。

V 広域環境保全

1 「関西広域環境保全計画」の策定

(1) 趣旨

環境分野における関西共通又は府県を越えて共通する広域的課題の認識、関西の将来像、適切な役割分担のもと広域的課題に的確に対処していくべき広域連合の施策のあり方を関西広域連合に参加する各府県が共有するため、「関西広域環境保全計画」を策定する。

(2) 現状・課題

地球温暖化対策や大気環境、流域水環境、廃棄物、自然環境など、関西共通又は府県を越えて共通する広域的課題に対処していく必要がある。

(具体的な課題)

- 温室効果ガスの削減に関する取組が今以上の実効性を上げるため、広域的視点に立った事業実施により効果や効率性の向上が期待できる事業に、関西が一体となって取り組んでいく必要がある。
- 広域的に移動する野生鳥獣の保護管理を効果的に進める必要がある。

(3) 事務の内容

ア 計画に盛り込む内容（例）

(ア) 関西を取り巻く環境の現状と課題

- ・ 地球温暖化対策の現状と課題
- ・ 大気環境の現状と課題
- ・ 琵琶湖・淀川水系や瀬戸内海などの水環境の現状と課題
- ・ 資源循環や廃棄物（ごみ）処理の現状と課題
- ・ 生態系の保全・回復の現状と課題
- ・ 環境学習、エコツーリズムの現状と課題
- ・ 環境保全に取り組む府県民、NPO等地域団体、事業者等の主体の取組状況と課題 等

(イ) 環境分野において関西がめざす方向

- ・ 関西全体が一丸となった、環境分野における取組を通じた関西のポテンシャルの向上（例えば「環境先進圏“関西”」（「低炭素社会“関西”」）をめざして）
- ・ 関西における環境の保全・向上
- ・ 環境技術による国際貢献

(ウ) 広域連合の役割

- ・ 関西全体が一丸となって取り組むことにより、一層の効果が期待できる環境施策の企画立案・事業実施
- ・ 流域水環境管理やビオトープネットワークの構築など、府県域を越えた環境

課題に対する環境施策の企画立案・事業実施

- ・ 目指すべき目標の設定

(I) 各府県の環境施策（環境に関連する計画）との関係

(オ) 住民や経済界との協働

(カ) 実施計画

計画の策定に先行して実施する事務を含め、今後、関西広域連合として取り組むべき具体的な事務を記載

イ 計画の作成方法

各府県が独自に定める計画等との調整を図るため、関係府県の担当者及び有識者が参加する計画検討委員会を開催し、計画の内容を検討する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画検討委員会の設置 ・ 計画の検討
23年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の検討・策定 ・ 計画のフォローアップ

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費		説 明	
現行	0	(各府県実施)	
22年度	1,130	1 計画策定委員会開催（4回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員（5人）謝金・旅費 460 ・ 会議室借上費 120 ・ 会議資料費 20 2 その他経費（旅費等） 530	600
23年度	3,860	1 計画策定委員会開催（2回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員（5人）謝金・旅費 230 ・ 会議室借上費 60 ・ 会議資料費 10 2 計画書印刷 200 3 臨時職員雇用（1人） 2,800 4 その他経費（旅費等） 560	300

24年度	3,510	1 フォローアップ委員会開催（1回） ・ 委員（5人）謝金・旅費 115 ・ 会議室借上費 30 ・ 会議資料費 5 2 臨時職員雇用（1人） 3 その他経費（旅費等）	150 2,800 560
------	-------	---	---------------------

(7) 事業効果

各府県が計画を共有することで、地球環境問題など共通する環境問題に対して事業の重複や不足部分が整理されるとともに、広域連合としての一体的な取組により、府県を越えた環境課題に対して効果的な事業実施が期待できる。

2 温室効果ガス削減のための広域取組（住民・事業者啓発事業、関西スタイルのエコポイント事業、電気自動車普及促進事業）

(1) 趣旨

温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業に広域的に取り組む。

また、家庭における省エネ行動等に対して商品等に交換できるポイントを付与するエコポイント制度の関西全域での実施に係る検討を行う。

さらに、電気自動車の普及促進に向けた取組を広域的に行い、自動車・交通部門からの温室効果ガスの削減を図る。

(2) 現状・課題

ア 住民・事業者啓発事業

各府県・市町村及び地球温暖化対策推進法に基づき指定された地球温暖化防止活動推進センター等が様々な啓発活動を行っている。そのうち、効果が高い取組については1つの自治体に止まることなく広域的に広げていくことが必要である。

イ 関西スタイルのエコポイント事業

エコポイントモデル事業は、商品交換原資を提供いただける企業の確保が困難なことや各府県の現行制度が多種多様であることなどの課題を踏まえ、検討を行っていく必要がある。

ウ 電気自動車普及促進事業

電気自動車は、一回の充電による走行距離が短いことから、長距離移動が可能となるよう広域に充電設備を整備し、その情報を広く発信していく必要がある。

(3) 事務の内容

ア 住民・事業者啓発事業

(ア) 基本方針

広域で実施することにより、住民・マスコミ等への一層のPR効果が期待でき、かつ、コスト削減や事務の効率化を図ることができるものについて、広域連合が統一行動を企画・立案し、各府県と調整のうえ実施する。

(イ) 事業内容

- 統一キャンペーンの企画・調整・実施（経済界との協働による関西エコオフィス運動の推進、エコドライブの推進、省エネ家電の普及促進等）
- 住民・事業者が主体となって取り組む新たな温室効果ガス削減対策の検討

イ 関西スタイルのエコポイント事業

(ア) 基本方針

現在実施中のエコポイントモデル事業への相互参入や、他の自治体での新規実施について検討する。

(イ) 事業内容

- 関西共通のポイント付与対象の設定や、還元できる協力店を関西広域で確保するための検討
- 既存システム等の活用、カーボン・オフセット制度など原資提供企業へのインセンティブを促す仕組みの検討

※ カーボン・オフセット…自らの温室効果ガス排出量を認識し、これを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

ウ 電気自動車普及促進事業

(ア) 基本方針

急速充電器や200Vの専用コンセントなどの基盤整備を、利用動向を踏まえ広域的に推進するとともに、充電設備設置状況等電気自動車に係る様々な情報提供を行う。

なお、取組にあたっては民間の普及促進活動との連携に留意する。

(イ) 事業内容

- 充電設備の設置推進
- 電気自動車の利用促進に向けた普及啓発（充電設備の設置状況や、電気自動車の性能・利便性についての情報提供による普及啓発、広域イベントでの体験乗車の実施等）
- 観光事業と関連させた取組 等

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実施内容	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民・事業者啓発事業の検討・実施（統一キャンペーンの企画調整等） ・ 関西スタイルのエコポイント事業の検討 ・ 電気自動車の充電設備の設置促進に向けた検討 ・ 電気自動車の利用促進に向けた普及啓発事業の検討・企画 ・ 観光事業と連携した電気自動車の利用促進方策の検討
23年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民・事業者啓発事業の実施 ・ 関西スタイルのエコポイント事業の実施 ・ 電気自動車の充電設備の設置促進 ・ 電気自動車の利用促進に向けた普及啓発事業の実施 ・ 観光事業と連携した電気自動車の利用促進事業の実施

(5) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(6) 所要経費

(千円)

所要経費	説明																						
現行	0 (各府県実施)																						
22年度	<table> <tr> <td>4,515</td> <td>1 検討会議開催(15回)</td> <td>1,215</td> </tr> <tr> <td></td> <td>　　・ 委員(6人)謝金・旅費 690</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>　　・ 会議室借上費 450</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>　　・ 会議資料費 75</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 充電マップ、ホームページ等作成委託</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 その他経費(旅費等)</td> <td>300</td> </tr> </table>	4,515	1 検討会議開催(15回)	1,215		・ 委員(6人)謝金・旅費 690			・ 会議室借上費 450			・ 会議資料費 75			2 充電マップ、ホームページ等作成委託	3,000		3 その他経費(旅費等)	300				
4,515	1 検討会議開催(15回)	1,215																					
	・ 委員(6人)謝金・旅費 690																						
	・ 会議室借上費 450																						
	・ 会議資料費 75																						
	2 充電マップ、ホームページ等作成委託	3,000																					
	3 その他経費(旅費等)	300																					
23年度	<table> <tr> <td>5,480</td> <td>1 検討会議開催(15回)</td> <td>1,215</td> </tr> <tr> <td></td> <td>　　・ 委員(6人)謝金・旅費 690</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>　　・ 会議室借上費 450</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>　　・ 会議資料費 75</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 啓発パンフレット(20,000部)等作成</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 充電マップ調査、情報更新委託</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 その他経費(旅費等)</td> <td>265</td> </tr> </table>	5,480	1 検討会議開催(15回)	1,215		・ 委員(6人)謝金・旅費 690			・ 会議室借上費 450			・ 会議資料費 75			2 啓発パンフレット(20,000部)等作成	2,000		3 充電マップ調査、情報更新委託	2,000		4 その他経費(旅費等)	265	
5,480	1 検討会議開催(15回)	1,215																					
	・ 委員(6人)謝金・旅費 690																						
	・ 会議室借上費 450																						
	・ 会議資料費 75																						
	2 啓発パンフレット(20,000部)等作成	2,000																					
	3 充電マップ調査、情報更新委託	2,000																					
	4 その他経費(旅費等)	265																					
24年度	<table> <tr> <td>5,480</td> <td>1 検討会議開催(15回)</td> <td>1,215</td> </tr> <tr> <td></td> <td>　　・ 委員(6人)謝金・旅費 690</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>　　・ 会議室借上費 450</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>　　・ 会議資料費 75</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 啓発パンフレット(20,000部)等作成</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 充電マップ調査、情報更新委託</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 その他経費(旅費等)</td> <td>265</td> </tr> </table>	5,480	1 検討会議開催(15回)	1,215		・ 委員(6人)謝金・旅費 690			・ 会議室借上費 450			・ 会議資料費 75			2 啓発パンフレット(20,000部)等作成	2,000		3 充電マップ調査、情報更新委託	2,000		4 その他経費(旅費等)	265	
5,480	1 検討会議開催(15回)	1,215																					
	・ 委員(6人)謝金・旅費 690																						
	・ 会議室借上費 450																						
	・ 会議資料費 75																						
	2 啓発パンフレット(20,000部)等作成	2,000																					
	3 充電マップ調査、情報更新委託	2,000																					
	4 その他経費(旅費等)	265																					

(7) 事業効果

- ・ 啓発活動については、各自治体で行うことと比べ、広域で取り組むことにより、資料等の共同作成によるコスト削減や府県民、マスコミへのアピール性が高まることがなどの効果が期待できる。
- ・ エコポイント制度の実施については、広域で啓発活動を行うことにより制度のPR効果が相乗的に高まり、企業がより参加しやすくなる。また、ポイント付与や還元する対象が拡大しやすくなり、制度の利便性が高まるほか、制度インフラの開発利用コストが削減できる。
- ・ 電気自動車普及のための広域取組については、府県の枠組にとらわれず効果的、効率的に充電施設の整備が促進され、電気自動車による長距離移動が可能となる。

3 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）

(1) 趣旨

府県をまたがり広域的に移動し被害を与えていたる野生鳥獣のうち、近年特に被害が深刻化しているカワウの生息状況や被害防除に関する調査・研究を広域連合が実施する。また、各府県が中部近畿カワウ広域協議会の策定した広域保護管理指針と整合性のとれた被害対策等に取り組める体制整備を行う。

将来的には、広域連合がカワウ保護管理計画を策定することにより、各府県の総合調整を図り、体制を強化していく。

(2) 現状・課題

隣接する府県を越えて広域的に分布・移動するカワウの保護管理については、単独の府県によるカワウ保護管理計画の作成と実施だけでは、安定的な個体数管理や十分な被害管理が困難である。

このため、広域的な視点に立ったモニタリング調査と各府県が実施する個体数調整や被害対策の取組など、役割分担を明確にした一斉対策の検討、実施が必要である。

(3) 事務の内容

ア モニタリング調査（生息動向調査等）の実施

生息数や分布状況等を把握するため、関西全体で生息するカワウのモニタリング調査（生息動向調査等）を実施する。

【モニタリング調査の内容】

- ・ 生息動向調査の実施（個体数調査、分布調査、繁殖調査等）
- ・ 被害調査のとりまとめ（被害の発生場所、被害の種類、被害の程度等）
- ・ 被害対策調査のとりまとめ（被害対策の方法、実施時期、実施場所等）

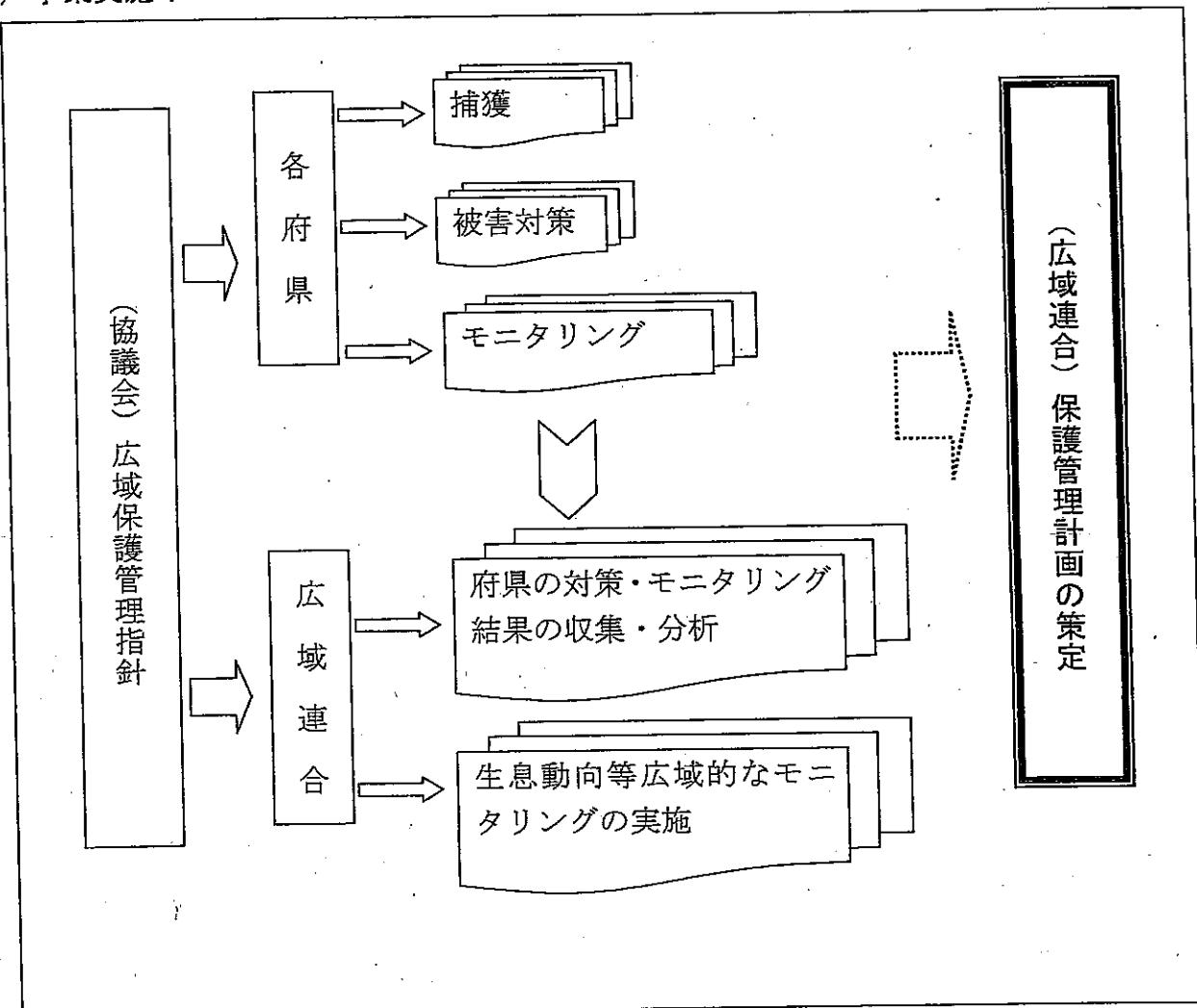
イ 被害防除に関する事例調査研究

滋賀県や他圏域等での事例も参考に、効果的な被害防除方法について調査研究を実施する。

ウ カワウ広域保護管理計画の策定等

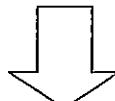
生息動向調査の結果等を踏まえ、自治体連絡調整会議を開催し、カワウ広域保護管理計画の策定や、同計画に基づき広域連合・府県・市町村が協調して実施する被害対策等について検討する。

(4) 事業実施イメージ



(5) 広域連合、府県、市町村との役割分担

関西広域連合	府 県	市 町 村
<ul style="list-style-type: none">○ カワウ広域保護管理計画の策定○ 生息動向調査の実施○ 被害調査のとりまとめ○ 被害対策調査のとりまとめ○ 被害防除に関する事例調査研究○ 府県の個別事業の連携調整	<ul style="list-style-type: none">○ 生息動向調査の協力、支援○ 被害調査、依頼○ 被害対策調査、依頼○ 個別の対策事業の実施○ 府県下市町村、漁協、獵友会等との連携、事業の共同実施	<ul style="list-style-type: none">○ 被害調査の報告○ 被害対策調査の報告○ 府県と連携した対策の実施○ 関係団体との連絡調整



(保護管理計画策定後のイメージ)

関西広域連合	府 県	市 町 村
<ul style="list-style-type: none">○ 個体数管理、被害防除、生息環境管理の情報収集及び総合的な調整<ul style="list-style-type: none">・ 駆除目標数と駆除実施時期の設定・ 被害状況、捕獲数のとりまとめ・ 生息動向調査○ 被害防除に関する事例調査研究	<ul style="list-style-type: none">○ 被害調査、依頼○ 被害対策調査、依頼○ 有害鳥獣捕獲の実施○ 個別の対策事業の実施○ 府県下市町村、漁協、獵友会等との連携、事業の共同実施	<ul style="list-style-type: none">○ 被害調査の報告○ 被害対策調査の報告○ 有害鳥獣捕獲の実施○ 府県と連携した対策の実施○ 関係団体との連絡調整

(6) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none">・ 被害防除に関する事例の収集・ 各府県等が保有する既存データの収集整理・ 生息動向調査の実施方法の検討・調査実施・ 広域保護管理計画の策定準備

23年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 被害防除に関する調査研究の実施 生息動向調査の実施 被害調査のとりまとめ 被害対策調査のとりまとめ 広域保護管理計画の策定（計画始期：平成24年度）
--------	--

(7) 府県事務との関係

新たに広域連合で実施する。

(8) 所要経費

(千円)

	所要経費	説明	
現行	0	(各府県実施)	
22年度	8,949	1 検討会議開催（4回） <ul style="list-style-type: none"> 委員（2人）謝金・旅費 184 会議室借上費 120 会議資料費 20 2 計画作成委託 3 生息数調査委託 4 その他経費（旅費等）	324 4,000 4,265 360
23年度	19,423	1 検討会議開催（4回） <ul style="list-style-type: none"> 委員（4人）謝金・旅費 368 会議室借上費 150 会議資料費 20 2 計画書印刷 3 計画作成委託 4 生息数調査委託 5 調査結果分析委託 6 その他経費（旅費、通信費等）	538 200 4,000 13,795 500 390
24年度	15,066	1 検討会議開催（3回） <ul style="list-style-type: none"> 委員（4人）謝金・旅費 276 会議室借上費 90 会議資料費 15 2 生息数調査委託 3 調査結果分析委託 4 その他経費（旅費、通信費等）	381 13,795 500 390

(9) 事業効果

- 広域的視点に立ったモニタリング調査や被害防除に関する調査・研究を実施することにより、関西の各自治体が協調してカワウ対策に取り組む推進力となる。
- 中部近畿カワウ広域協議会の指針のもと、関西広域連合が各自治体と連携して計画を策定し、関西の各自治体が行うカワウ保護管理の総合調整を行うことにより、漁業被害や樹木被害の早期軽減を図ることが可能となる。

VI 資格試験・免許等

1 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等

(1) 趣旨

府県毎に実施している、試験周知、問題作成、試験の実施、合格者の管理、免許交付等の事務を可能な限り集約して、一元的な実施・管理により事務の効率化を図るとともに、関西全域の受験需要動向を考慮した広域的な視点から、最適な実施体制の確保や職員の専門性の向上、管理能力を高める。

(2) 現状・課題

法令に基づいて、都道府県知事が実施することとされている資格試験・免許等の事務は、府県ごとに実施しているため、試験周知、問題作成、試験の実施、合格者の管理、免許交付等、同種の事務が府県それぞれに発生している。

(3) 事務の内容

- ア 調理師法に規定する調理師に係る試験及び免許に関する事務（養成施設に係る事務を除く）
- イ 調理師法に規定する調理師業務従事者届出に関する事務
- ウ 製菓衛生師法に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務

(4) 事務の実施方法

ア 実施のための事前準備

試験委員の選定、手数料の決定（条例制定、府県条例の改正）、関係団体等との調整、府県の事務処理特例条例の改正、各種取扱要領の策定、試験会場の確保、受験者等への周知など、実施のための条件整備を行う。

なお、各府県登録者のデータベース化については、府県の既存システムの活用を含め検討する。

イ 試験周知等

試験実施計画の策定、試験会場の確保、広報（ＨＰ、広報紙への掲載等）、受験案内の配布（願書、受験票含む）、公報への登載を行う。

ウ 試験の実施

問題の作成、試験委員会の運営、試験実施、合格通知・合格証の発行等を行う。

エ 免許交付等の事務

試験合格者の申請等を受理し、当該資格に係る免許の交付、変更等の事務及び行政処分を行う。また、隔年で実施する従事者届出に係る事務を行う。

才 実施回数・会場等

実施回数：年1回（調理師・製菓衛生師同一日実施）

試験日：夏頃の日曜日午後を想定

試験会場：各府県1会場を基本（今後さらに検討）

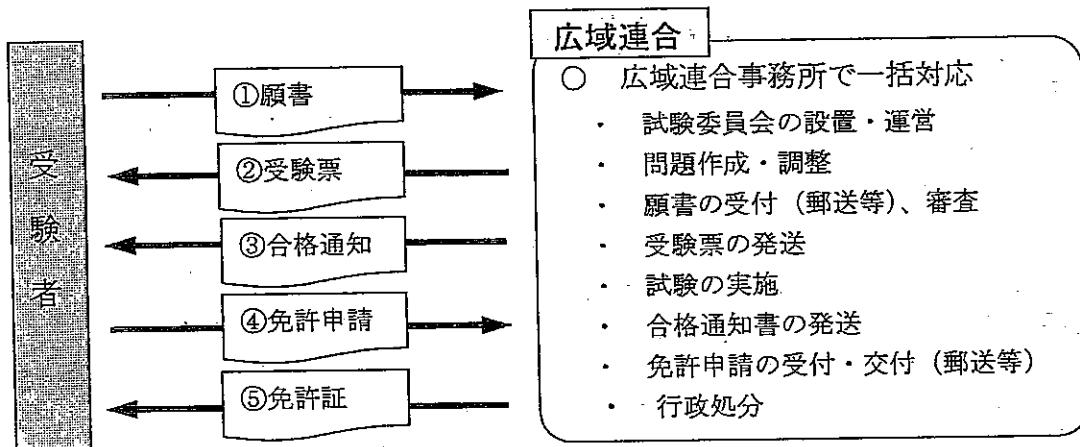
力 受付・交付窓口

願書：広域連合事務所において郵送及び窓口受付

免許申請・交付：広域連合事務所において郵送及び窓口受付・交付

※ 出張受付の実施など詳細な事務処理手続については今後さらに検討を進める。

(5) 事務の流れ



(6) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験・免許事務の実施準備 ・ 試験・免許管理システムの検討、調達 ・ 免許登録者等データの移行準備
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験・免許事務の実施準備 ・ 試験・免許システムの調達、テスト運用 ・ 免許登録者等データ等の移行
24年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合第1回試験実施 ・ 免許交付事務の実施（申請受付・審査、免許証交付等） ・ 従事者届出事務の実施

(7) 府県事務との関係

府県で行っているものを広域連合に集約化する。

(8) 所要経費

(千円)

	所要経費等	説明	
現行	25,609	(5府県の実施経費の合算)	25,609
	(人件費) 105,200	業務量10.52人相当	
22年度	18,018	1 連絡調整会議開催費 2 試験・免許管理システム経費 3 その他経費（旅費、通信費、消耗品費等）	300 15,750 1,968
	(人件費) 30,000	業務量3人相当	
23年度	32,520	1 連絡調整会議開催費 2 試験・免許管理システム経費等 3 試験等準備経費（印刷費等） 4 試験委員会経費（謝礼、旅費等） 5 その他経費（旅費、通信費、消耗品等）	210 28,300 2,460 580 970
	(人件費) 40,000	業務量4人相当	
24年度	51,471	1 連絡調整会議開催費 2 試験・免許管理システム経費等 3 試験等実施経費（非常勤職員賃金、印刷費、会場費等） 4 試験委員会経費（謝礼、旅費等） 5 その他経費（旅費、通信費、消耗品等）	120 9,505 38,338 1,870 1,638
	(人件費) 70,000	業務量7人相当	

※ 「准看護師に係る試験実施・免許交付等」の所要経費も含む。

※ 人件費は1人あたり1千万円で試算。

※ データ移行経費（システム関連）及び実施経費については精査中。

(9) 事業効果

- ・ 広域的な視点から、最適な試験実施体制の確保や職員の専門性等が図られる。
- ・ 事務コストの圧縮が図られる（受験者への還元も検討）。
- ・ 申請・交付手続の郵送化による利便性向上 など

2 準看護師に係る試験実施・免許交付等

(1) 趣旨

府県毎に実施している、試験周知、問題作成、試験の実施、合格者の管理、免許交付等の事務を可能な限り集約して、一元的な実施・管理により事務の効率化を図るとともに、関西全域の受験需要動向を考慮した広域的な視点から、最適な実施体制の確保や職員の専門性の向上、管理能力を高める。

(2) 現状・課題

法令に基づいて、都道府県知事が実施することとされている資格試験・免許等の事務は、府県ごとに実施しているため、試験周知、問題作成、試験の実施、合格者の管理、免許交付等、同種の事務が府県それぞれに発生している。

(3) 事務の内容

保健師助産師看護師法に規定する准看護師に係る試験及び免許に関する事務(准看護師養成所に係る事務は除く)

(4) 事務の実施方法

ア 実施のための事前準備

試験委員の選定、手数料の決定(条例制定、府県条例の改正)、関係団体等との調整、府県の事務処理特例条例の改正、各種取扱要領の策定、試験会場の確保、受験者等への周知など、実施のための条件整備を行う。

なお、各府県登録者のデータベース化については、府県の既存システムの活用を含め検討する。

イ 試験周知等、試験の実施

※ 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等の事務と同じ

ウ 免許交付等の事務

試験合格者の申請等を受理し、当該資格に係る免許の交付、変更等の事務及び行政処分(再教育研修を含む。)を行う。

エ 実施回数・会場等

(ア) 実施回数

年1回

(イ) 試験日

2月(看護師試験と同一日実施を想定)

(ウ) 試験会場

当面は各府県1会場 ※将来的には集約化も検討

オ 受付・交付窓口

(ア) 願書

広域連合事務所において郵送及び窓口(団体)受付

(イ) 免許申請・交付

広域連合事務所において郵送受付・交付

※ 再交付時の原則窓口対応など詳細な事務処理手続については今後検討を進める。

(5) 事務の流れ

調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等の事務と同じ

(6) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
22年度	<ul style="list-style-type: none">試験・免許事務の実施準備試験・免許管理システムの検討、調達免許登録者等データの移行準備
23年度	<ul style="list-style-type: none">試験・免許事務の実施準備試験・免許システムの調達、テスト運用免許登録者等データ等の移行
24年度以降	<ul style="list-style-type: none">広域連合第1回試験実施免許交付事務の実施（申請受付・審査、免許証交付等）

(7) 府県事務との関係

府県で行っているものを広域連合に集約化する。

(8) 所要経費

「調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等」の所要経費に一括計上。

(9) 事業効果

- 広域的な視点から、最適な試験実施体制の確保や職員の専門性等が図られる。
- 事務コストの圧縮が図られる。
- 申請・交付手続の郵送化による利便性向上 など

VII 広域職員研修

○ 広域職員研修の実施

(1) 趣旨

関西における共通の政策課題等に関する職員研修を合同で実施することにより、職員の広域的な見地からの政策立案能力及び業務執行能力の向上並びに職員間の交流を図り、広域的な視点を持つ職員を養成する。

その際には、各府県の職員研修と整合のとれたものとするため、「広域職員研修計画」を策定する。

(2) 現状・課題

各府県は、現在、完結した研修体系を持って人材育成に当たっているが、広域行政の実現に向けては、より幅広い視野を有する職員の養成が求められており、構成団体の職員が研鑽しあい、政策立案能力及び業務執行能力の向上と職員間の交流を図る職員研修を合同で実施するとともに、効果検証を行うことにより、さらなる拡充につなげる必要がある。

(3) 事務の内容

ア 「広域職員研修計画」の策定

(ア) 計画に盛り込む内容（例）

- ・ 広域職員研修の基本方針・目指すべき将来像
- ・ 各府県の職員研修と広域職員研修との機能分担・体系

(イ) 計画の策定方法

各府県の担当者を中心とした「計画策定会議」を設置し、各府県の職員研修との調整を図りつつ、毎年度の研修計画を策定する。

イ 広域職員研修の実施

(ア) 実施のための事前準備

- ・ 各府県の職員研修との整合を図るための調整
- ・ 研修項目・研修内容・スケジュールの策定研修対象者・講師の選定
- ・ 研修場所の確保、各府県及び関係機関との調整 等

(イ) 研修内容

・ 「政策形成能力開発研修」

関西広域での取組又は各府県の共通課題について、グループ研究を行い、政策形成のスキルを取得する。

【実施方法】(平成22年度)

日程 2泊3日（合宿）（1回当たり30名程度×2回実施）

会場 和歌山県（宿泊設備付き研修施設）

対象 採用後10年目程度の職員から選抜 （各府県5名×2回）

※平成22年度の実施の結果を踏まえ、平成23年度以降の拡充に向けて日程、会場、対象者数等を検討する。

・ 「新規採用職員研修」

一定の経験を経た新規採用職員を対象に、関西広域の果たすべき役割及び職務を遂行する上で公務員としてどうあるべきか等について知識の習得を図る。

【実施方法】(例示)

日程 2泊3日(合宿)(1回当たり200名程度×3回実施)

会場 宿泊設備付き研修施設

対象 新規採用職員

※平成22年度は、平成23年度以降の実施に向けて検討する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

		実 施 内 容
22年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「計画策定会議」の設置 ・ 「広域職員研修計画」の策定 ・ 「政策形成能力開発研修」の実施 ・ 「新規採用職員研修」の検討 ・ 「広域職員研修計画」の改定
23年度以降		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「政策形成能力開発研修」の段階的拡充・実施 ・ 「新規採用職員研修」の検討・実施 ・ 「広域職員研修計画」の改定

(5) 府県事務との関係

府県で行っているものを広域連合に集約化し、新たに実施する。

(6) 所要経費

(千円)

		所要経費	説 明	
現行		0	(各府県実施)	
22年度	3,155	1 政策形成能力開発研修開催(2回) (委員(2人)謝金・旅費 1,235 施設使用料等 1,010 研修資料印刷費等 96 職員旅費等 187) 2 計画策定会議開催(3回) (委員(2人)謝金・旅費 138) 3 その他経費(旅費・消耗品等)	2,528 138 489	

23年度	18,865	1 政策形成能力開発研修開催（6回）	12,981
		・ 講師（6人）謝金・旅費 3,671	
		・ 施設使用料等 8,010	
		・ 研修資料印刷費等 864	
		・ 職員旅費等 436	5,336
		新規採用職員研修開催（3回）	
		・ 講師（3人）謝金 612	
		・ 施設使用料等 3,460	
24年度	18,865	・ 研修資料印刷費等 1,008	138
		・ 職員旅費等 256	
		2 計画策定会議開催（3回）	
		（委員（2人）謝金・旅費 138）	
		3 その他経費（消耗品・通信費等）	410
		1 政策形成能力開発研修開催（6回）	
		・ 講師（6人）謝金・旅費 3,671	
		・ 施設使用料等 8,010	
		・ 研修資料印刷費等 864	5,336
		・ 職員旅費等 436	
		新規採用職員研修開催（3回）	
		・ 講師（3人）謝金 612	
		・ 施設使用料等 3,460	138
		・ 研修資料印刷費等 1,008	
		・ 職員旅費等 256	
		2 計画策定会議開催（3回）	
		（委員（2人）謝金・旅費 138）	
		3 その他経費（消耗品・通信費等）	
			410

(7) 事業効果

- ・ 広域的な自治体職員研修モデルを構築し、関西発の分権型社会の推進に資する。
 - ・ 他府県の地域特性を把握し、体験することにより、職員の広域的な視点を養う。
 - ・ 各府県職員の交流を通じ、ネットワーク形成、情報共有化、施策連携等を図る。
- 研修を一体的に実施することにより、研修の習熟度の向上、研修に係る事務の効率化・省力化に資する。